

新司法試験プレテスト実施に関する
アンケート調査結果報告書

平成17年11月

司法試験委員会

(法務省大臣官房人事課)

目 次

アンケート調査の実施と報告	-----	1
第 1 短答式試験	-----	2
問 1 試験時間について	-----	2
問 2 問題数について	-----	5
問 3 試験問題の形式について	-----	8
問 4 試験問題の難易度について	-----	13
問 5 短答式答案用紙について	-----	18
第 2 論文式試験	-----	22
問 1 試験時間について	-----	22
問 2 試験問題の形式について	-----	27
問 3 論文式試験問題の難易度について	-----	36
問 4 論文式答案用紙について	-----	43
第 3 自由意見記載	-----	50

アンケート調査の実施と報告

1 調査の目的

平成18年から実施する新司法試験について、受験予定者に対する情報提供、本試験での円滑な実施等を目的として、平成18年3月に修了を予定している法科大学院在生をを対象として、平成17年8月6日から同年8月9日に新司法試験プレテスト（模擬試験）を実施した。

新司法試験の円滑・適正な実施に参考とするため、プレテストを受験した感想、要望等について、アンケート調査を実施し、取りまとめたものである。

(1) 調査の内容

短答式試験については、「試験時間」、「問題数」、「試験問題の形式」、「試験問題の難易度」、「答案用紙」の5つの項目に分類し、論文式試験については、「試験時間」、「試験問題の形式」、「試験問題の難易度」、「答案用紙」の4つの項目に分類し、それぞれの項目につき、具体的な問題点と理由などを記載する欄を設けたほか、「自由意見記載」を設けた。

(2) 調査年月日、調査の対象と方法

平成17年8月9日のプレテストの全試験日程を終了後に、受験者に対して、アンケート調査用紙を配付し、無記名により記載したものを、回収した。

本報告書の具体的な問題点と理由及び自由記載については、アンケート調査の中から、主な意見等について取りまとめたものである。

2 回答状況

新司法試験プレテスト出願者数・・・2,160名

同受験者数・・・1,874名

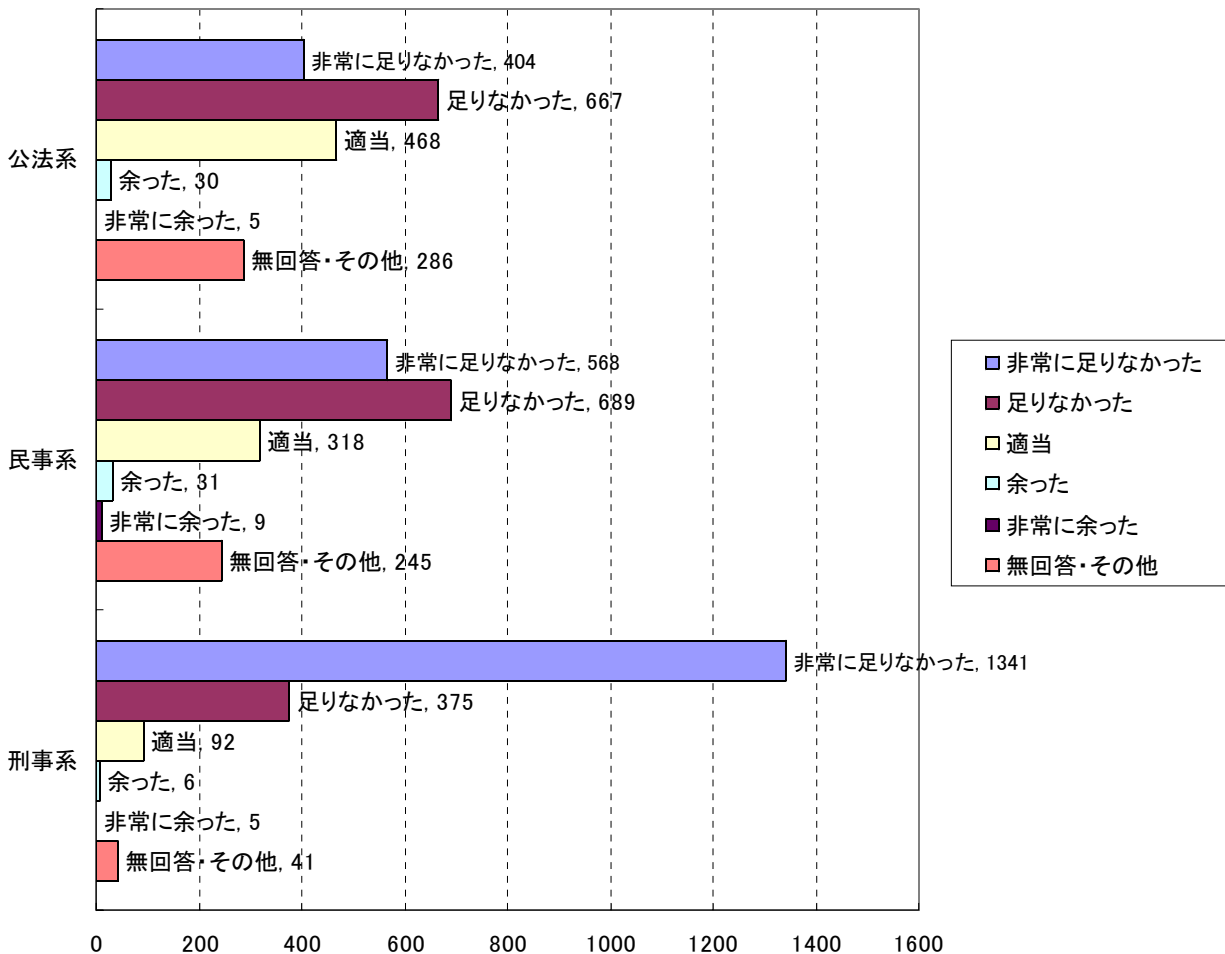
アンケート調査回答者数・・・1,860名（受験者数に対する回答率 99.2%）

第1 短答式試験

問1 試験時間について

- 非常に時間が足りなかった。
- 時間が足りなかった。
- 時間は適当だった。
- 時間が余った。
- 非常に時間が余った。
- その他

1 試験時間について



(主な問題点と理由など)

<全般にわたるもの>

民事系において1問2分が目安のところ、現行司法試験と同じく、民法は2分30秒で処理したため、商法が1分でしか処理できなかった。

刑事系において、論理パズル問題が予想以上に多く、これを処理する時間が足りなかった。

公法系、刑事系は、思考的問題が多く、そのため時間が足りなかった。もう少し知識的な問題を増やしてほしい。民事系は問題の絶対数が多すぎる。

各肢についてその正誤を問う問題が多く、一つ一つを読んで解答するのに時間がかかった。

小問が多いと各小問間の整合性とかを考えるので時間が足りなくなる。

正しいものには「1」、誤っているものには「2」という形式の設問は、すべての肢について検討しなければならないので時間がかかる。この形式の設問が多いと全体として時間が足りなくなる。

公法系については、配点の詳細が不明である。民事系は問題が多すぎる。

刑事系科目は現行試験と変わらず時間が足りない。予備校に行けと言わんばかりの試験であった。

これは一体何を聞きたいのだろう。出題者は本当に全部解けるのか。細かい知識を問うとしても、余りに細かすぎて、1問にかける時間がとてもではないが追いつかない。そもそも全問正解者を出す気はないとしてもこれは余りに不当ではないか。

与えられた時間の割には、単なる正誤ではなく、事務処理を要求する問題が多い。問題の形式には、幅があることは構わないが、時間と問題数のバランスが適当でないように感じた。

考えさせる問題を出題されているが、制限時間と問題数からすると考える時間はない。

全体的に非常に時間が足りなく、いかに問題文の肢を読まずに解答肢を見つけ出せるかの能力勝負になってしまった。あの時間であれば、問題数を今回の8割以下にしてもらわなければ、また、テクニックの習得に走らなくてはならないと感じた。

また、ほとんどの知識が法科大学院の授業において触れられることすらないものであり、どの程度の知識を求めるものかを開示してくれないと自分で勉強のしようがない。

民事系は、ロースクールで授業に出てこない細かい知識が多すぎる。刑事系は、組み合わせ、個数数えが多いので、それらに時間がかかりすぎる。

時間のかかる実体法の問題とかからない手続法の問題がそれぞれ何問ずつあるのか分からない上に、混ざっているので、時間配分を事前にするのが難しい。

公法系は、すべての肢の正誤を答えなければならないので、時間がかかった。刑事系は、個数を答えるなど処理に時間がかかり問題数も多く、あの時間ですべてを処理する能力を求められているとなると本当にそれが必要なか疑問である。民事系は、比較的ましである。

公法系は、マーク数が多い。2択一完解型の設問が多すぎる。民事系は、商法や民訴法で細かい知識を問う設問があった。刑事系は、パズル問は時間がかかる。

< 公法系科目に関するもの >

90分でマークか所が90以上は問題である。

公法系では90分で95か所にマークすることとなったが、やはり相当に厳しい印象である。せめて90箇所にならないのか。

また、刑事系は、現行試験に近い操作を強いられて時間不足だった。

< 民事系科目に関するもの >

民事系は問題数が多すぎるのと長時間であるため、集中力が続かない。

民事系は、2時間半で74問となると、2分で1問を解くことになり、考える余裕がほとんどなかった。

民事系は75問(マーク)あるので、また、科目も3つあるので、ペース配分が難しすぎる。あと、当初言われていたような基本的な条文と判例で基本知識をチェックするという択一の趣旨と全く違う問題だったと思う。

< 刑事系科目に関するもの >

刑事系は23ページもあり、1時間半で読み終わるのか疑問である。現行試験は憲法、民法で時間を節約し、刑法には1時間40分ほどかけるという受験生の現状を分かっていない。

現行試験は憲法・民法を1時間弱で終わらせ、残り時間で刑法をやる人がほとんどである。刑事系の問題数はこの点を考慮して調整すべきだと思う。

刑事系のうち、刑法は、その20問だけで、1時間30分に相当する問題だと思う。現行と変わらないのではないかと。

刑事系はとにかく、時間が足りなさすぎる。いわゆるパズル式問題をあれほど多量に出題すること自体が、司法試験改革、司法改革の趣旨を全く踏まえておらず、あのような出題をする限り、受験テクニックに走った勉強をせざるを得なくなり、改革の趣旨が損なわれる事態となる。

刑事系科目については、現行の択一でも刑法は20問を解くのに1時間30分程度かけるのが一般的だと思うが、刑法の問題は現行と類似する形式の問題であるにもかかわらず、刑訴の20問を含めて1時間30分で解くのは無理だと思う。

1問2分程度を前提としているはずなのに、刑法もパズル問題、長文問題等、複雑な問題が多すぎる。

細かい知識の暗記を答えさせるのに、ロースクールの理念と合致するのか疑問、全体的に問題数が多すぎる。刑事系は特に現行のようなパズル問題があるのに1問2分では無理である。科目がバラバラで、苦手科目に多くの時間を残すという作戦がとれない。刑事系は本当に考え直してほしい。

どの科目も時間が足りない。全問解答することを前提にはしていないとは思えない。特に刑事系はひどい。問題の内容からすると1問あたりに必要な時間は現行の問題と変わらないように思える。それなのに、かけられる時間は現行の試験の半分と想定されており、到底全問解けるはずはない。

全体的に時間が短く、考える試験というよりは、速読能力をみる試験だと感じた。見直す時間も全くない。特に刑事系の刑法パズルは1問2分半で解くことは不可能であると感じた。残った問題は勘でマークしたので、ロトくじのようだった。

刑事系1問2分弱で解くのに、2分では到底解けない穴埋め問題が複数出ていてあきれた。旧試験と変わらないのではないかと、捨て問を見分ける事務処理能力を見たいのか、これでは何のための新司法試験か分からない。

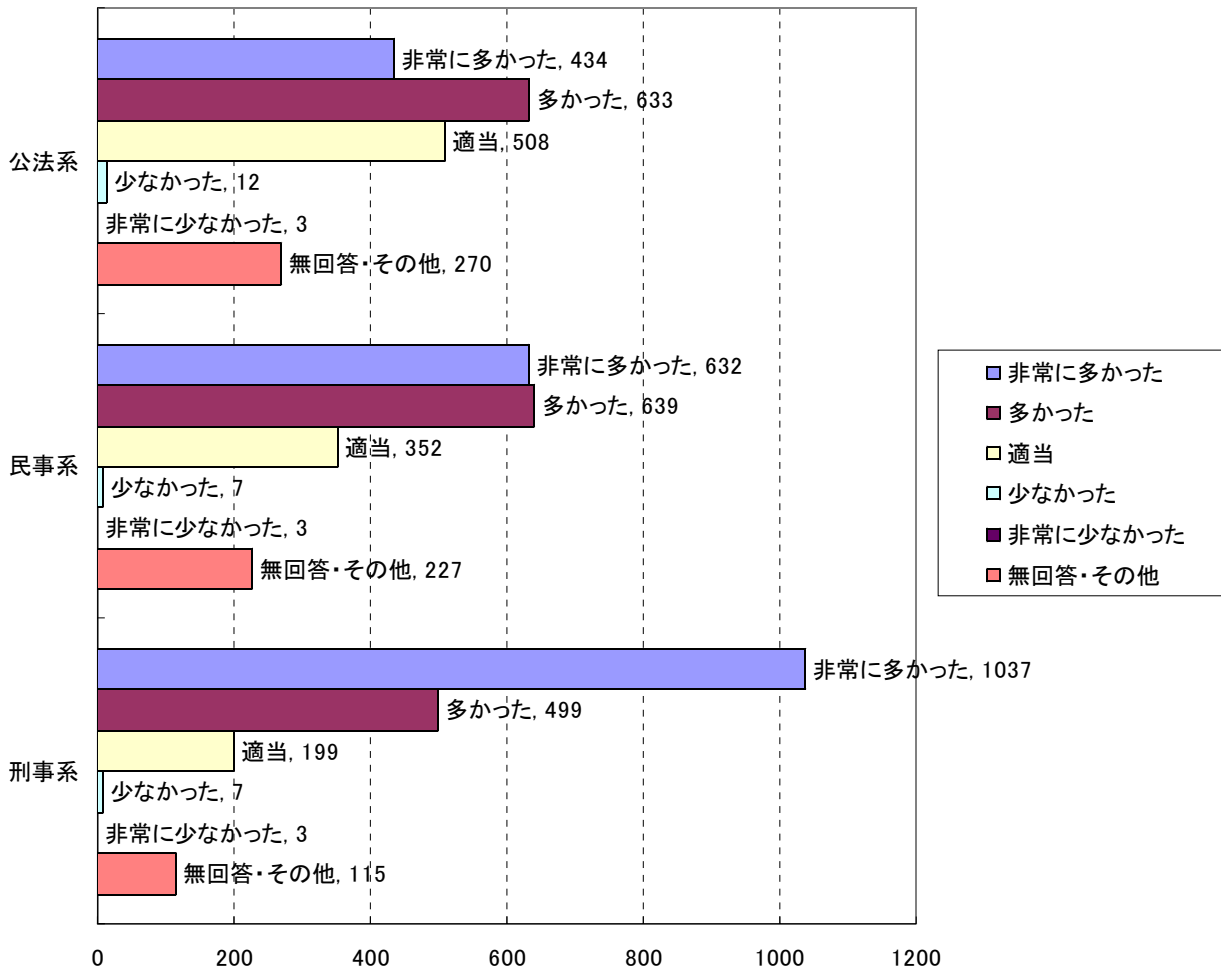
知識やロースクールの成果を試すのではなく、テクニックに走れというのか、また、各科目に共通して言えるが肢の選択方法を統一してほしい。

ミスを誘うような形式的複雑さは、本来の能力と異質の能力を試すものであり、新司法試験にふさわしくない。

問2 問題数について

- 非常に問題数が多かった。
- 問題数が多かった。
- 問題数は適当だった。
- 問題数が少なかった。
- 非常に問題数が少なかった。
- その他

2 問題数について



(主な問題点と理由など)

<全般にわたるもの>

公法系と刑事系は、実質的に80問の正誤を検討する必要があるため、プレッシャーがきつく、時間も足りなかった。

1問の形を取りながら、すべての選択肢の正誤を問う問題が多い。ならば、0.5点で良いから、1問ずつにしてほしかった。「実質問題数」が増えるだけである。

全科目80問以上あり、また、1問中でも一つ一つにマークさせるのは負担が大きい。

選択肢から消去法による解答不能なものを除去したことが大きいと思う。普通に問題数が多かった。

民事系はあと10問は減らさないと時間内に終わらない。刑事系は問題量を半分に減らさないとまともな答えを出せないと思う。ロースクール制度を設けたのは、予備校型の丸暗記学習を排除してじっくり考えさせる教育のためではないのか。

刑事系については、だれがああ時間であの問題数に解答できると判断したのか。見直すことが必要だと思う。

民事系、刑事系については、選択肢を読み飛ばせば、解答可能であるが、そのような事務処理能力を試す問題を出題する必要があるとは思えない。

この程度の問題数がないと実力を正確に図れないと思う。旧試験の択一は各科目20問しかなく、ちょっとしたミスで不合格になったので、各科目40問から70問を解かせる新択一は良いと思う。

マークする回数が多すぎる。(特に公法系、刑法の個数問題)

正誤を1, 2で答えさせる問題が異常に多い。2択でもあれだけ連続しているとそうは正解しないと思う。

問題は、公法系、刑事系は40問程度で、民事系は70問程度だと思うが、小問が多く、小問すべて正解にしないと零点になるので、問題文は多かった。

ただ、時間があれば、十分であり、問題文は多くてもよいと思う。

肢が多く、問題数が75問や40問なのに実質的にはそれ以上となっている。肢の全部正解には無理がある。

問題数が多いながら、解答のマークが70個、80個と全マークするだけで5分程度かかってしまう。何とかならないか。

4日間に及び長時間の試験の中の短答式試験は負担が大きいと感じた。

各科目とも問題数が多すぎて、考えるというよりは知識の吐き出しか、又は単なる作業能率だけのテストになりそうである。

刑事系は、知識があっても問題数や一つの問題について、論理操作に手間取り、正当に能力が評価されない。

民事系、公法系は、必要な知識を問おうと意欲が感じられるが、問題を詰め込みすぎである。

全部で155問というのは多すぎる。人間そんなに頭をフル回転し続けられない。途中で飽きた。

旧試験ですら、60問3時間半なのに、読む量が変わらず、問題数が増えるのは、予備校に通って事務処理能力を上げるということなのか。

民事系は問題数自体は適当だったと思う。公法系・刑事系のすべての肢につき正誤を答えさせる問題は、問題数を水増しされている気がした。

時間が足りないのは、問題数が多いからである。民事系は50問、その他は30問程度が妥当なのではないか。

問題数が全体的に多い。現行3時間半で60問に対し、5時間半で154問は多い。

公法系は部分点がもらえるのか分からないが、もらえなくても正確な理解を試す趣旨であろうから理解できる。

刑事系の特に刑法は、パズル問題だし重すぎる。問題数はこのままでよいので、判例の知識を問うなどにして、パズル問題はやめてほしい。

< 公法系科目に関するもの >

マーク数が正直多かったのでびっくりした。公法系で1, 1, 2, 1などと解かず問題よりもx など10肢から選ぶ問題の方が負担は少ない。

設問が40問でマークが95か所というのは異常に多い。マークするだけで時間が足りなくなる。

選択肢が8肢も10肢もあるのは非常に解きにくい。

問題数が多すぎる点が問題である。公法系のように憲法・行政法が交互に出題されるなど、配列の問題が大きい。

40問と言いつつマーク数が80や90になっているのはおかしい。

< 民事系科目に関するもの >

民事系74問は量が多く、事例問題が多いように思う。事例は問題としては、妥当と思うが、時間が足りなくなる原因となる。

公法系、刑事系が40問なのに、民事系は74問となっており、科目数で単純計算すれば、60問(民法、民訴、商法+民執、民保)程度で良いはずであるので問題数が多い。

問題数が70問とされていても、細かい小問に分かれているものが多く、結局90問近いものがあった。時間配分を計算すると1問2分で到底時間が足りない。

民事系の問題数が端数だったのは、どうにかならないか。70問とか80問とかにしてほしい。全体的に時間が足りなくなる問題数はよくないと思う。「捨て問」を見つける能力を身につけた者が合格する試験は不合理である。

問題数が多すぎる。現行試験と比べても60問で3時間半のところ、民事系は74問で2時間半というのは余りにもひどいと思う。

150分で74問というのは、問題が多すぎて集中力を維持するのが困難である。

< 刑事系科目に関するもの >

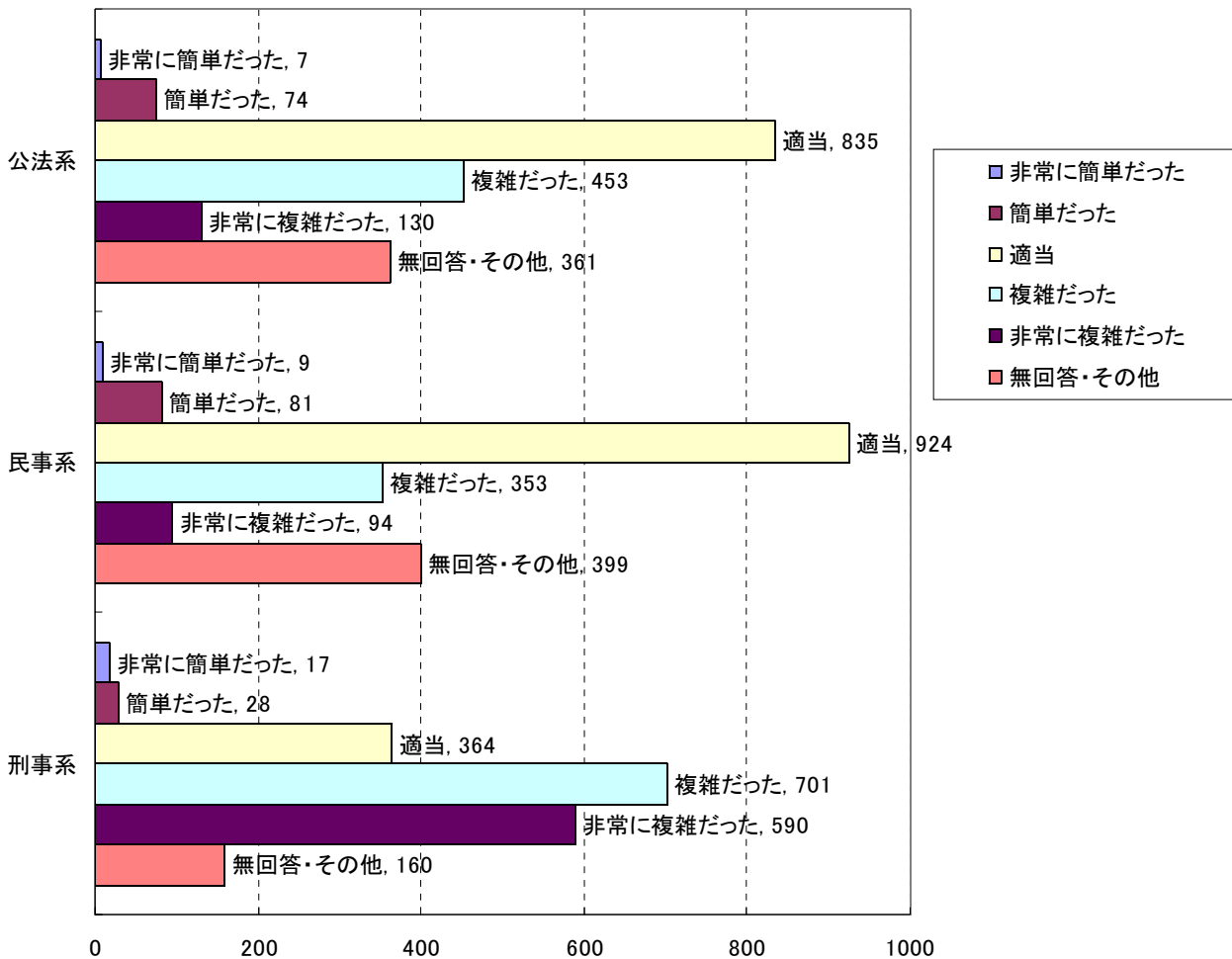
とにかく問題数が多すぎる。個数問題が苦痛である。できれば、科目ごとの見出しをつけてもらおうと、自分の得意な科目からやることもできると思う。

いずれにせよ刑事系は問題数が本当に多すぎて、刑訴の問題はほとんど解くことができなかった。法科大学院ではかような訓練は受けていない。

問3 試験問題の形式について

- 非常に問題形式が簡単だった。
- 問題形式が簡単だった。
- 問題形式は適当だった。
- 問題形式が複雑だった。
- 非常に問題形式が複雑だった。
- その他

3 試験問題の形式について



(主な問題点と理由など)

<全般にわたるもの>

問題がない。非常によく練られていると感じた。

現行の択一試験に合格経験があるが、あれはパターンに習熟した「パブロフの犬」を選ぶ試験である。皆「予備校の練習会に参加しなくてはならない」と試験終了後に話しあっていた。ロースクールではあの形式に対応できない。

プレテストという点ではいろいろな形式を予定していることが分かり有り難かった。複雑な問題もあったが、時間から考えて「捨て問を見分けられるか」という出題と理解した。

全体を通じて文章の意味が分かりにくいところが数か所あった。×の問題を1, 2で答えるのは難しい。刑訴の接見問題の解答の仕方の指示はひどすぎる。

問題番号とマーク番号に迷いが生じる。小問形式をやめ、独立の問いにしてほしい。

正誤を5問について検討させて、総合で2点配点というのは無意味だと思う。

問題の肢の一つ一つに正誤をつける問題はそれぞれのマークにかかる問題や全部正解しないと点がもらえない点で労力がかかり、また、マークミスを誘うのでやめてほしい。

民事系については特に不満はないが、公法系と刑事系ではわざわざ×を1つ1つ判断させてマークさせるのは無駄ではないか。すべての選択肢をあらかじめ用意しておけば、こうしたマークは不要である。実際そうした問題もあったのになぜこうした形式をわざわざとるのかよく分からない。

1問1問が長い。民法の内容が変な知識を問うものが多く、よくなかった。憲法も判例に固まりすぎている。

形式に特段の複雑性はなかったが、複数正解して初めて1問分の得点しか得られない問題に脱力した。

マークシートの順番が文章で書いてあると(刑事系の接見の問題)とても分かりにくい。4問解いて3点は配点が不明である。問題数と解答番号がずれている点も分かりにくい。

解答が何題かすべて解答して初めて正解となる問題、正誤の個数問題など、正解率が低くなるおそれがある問題が多すぎる。一問一答形式に改善してほしい。

解答の仕方例えば「(ア)(イ)(ウ)(エ)の順に11, 12, 13, 14と埋めなさい」のような指定があるが、マークシートの方が問題番号でくくってあるだけだと解答順ではなく、思わず数字の小さい順に埋めてしまったりして混乱するので、解答欄を細かく分けてほしい。

すべての肢について正誤を付けさせて、全部合っていないので点にならないのでは、肢を4個分かる人と1個しか分からない人で差がつかずに不公平である。

複数の問題を一つの問いの中に押し込めて、全問につき正解しないとその1問の点数が全くもらえないという出題形式が多かったが、これだと正答率が極端に下がり、点数に実力が反映されない。

問題形式については、現行の私法試験と同様でも問題ないと思う。無理に新しい形式を採用することはない。

1, 2で解答する問題は、全部正解していないといけない点で、非常に厳しすぎる。一つでも分からない肢があったら、終わりなので、よくないと思う。

連問はすべて正解でないと配点がないのか不明である。あの形式はやめてほしい。

民事系は原則として1問につき一つのマークなので適当である。公法系と刑事系は、1問につき複数のマークを要し、それらすべてが正解しなければならないので、解答が困難である。

特に刑事系の問題は複雑な事務処理が要求され、時間内の解答は不可能である。

民事系は頭を使う問題が多い。刑事系は細かい判例の知識を問うのはやめてほしい。論理問題を増やしてほしい。公法系は1か2をつける問題で部分点が欲しい。全部あっていないと3点にならないのはつらいので、一つだけの間違いの場合は、2点欲しい。

「5問セットで3点」という問題は、4問正解しても1問の不知のゆえに0点となるものなのか。そうだとしたら最悪である。本当に最悪である。やめてほしい。

配点3の問題について、すべての肢が正解でないと全く点がもらえないというのは良くない。ゼロ解答も良くない。

「50から55までアからオ」という問いをやめてほしい。マークミスの原因である。あと、5問完答で3点もやめてほしい。1問0.5点配点とかにすればよい。5問完答では、1問しか合わない人も4問合った人も結果は同じだ。私の周りでは1問分からなかったら、どうせ合わないから、それは捨て問にして時間を作るという人がいて、これでは意味がない。

×等がすべて合わなければならないという問題肢はやめてほしい。せめて部分点を与えてほしい。刑事系の事務処理問題はやめてほしい。

形式の複雑さのゆえに何が問われているかを把握するまで時間がかかった。問題番号と解答番号が食い違っている点が戸惑った。解答がずれる危険性が大きいと思った。

短答式試験において、正誤問題を複数抱き合わせたり、穴埋めで使用した用語のうち、最も多かったものと少なかったものの組み合わせを複数選ばせるなど、複雑な問題が見られた。

内容を理解していても間違えることがあり得る上、全くの偶然で正解してしまうことも起こり得るので不公平だと思う。

わざわざ肢ごとに×させる意図が不明である。細かい知識の差をみたいのであれば、全設問、全肢を×にして、すべて配点1にしたらどうか。設問ごとに形式を変えられては解く方も混乱するし、時間も余計にかかる。

形式が複雑。どこにマークを記入すべきか分からないときがある。例えば一つの問題のために、4か所くらいにマークすることが必要とされる問題があった。

民事系は知識を確認する形式で良かった。公法系は日本語の読解で問題の意味を取りにくかった。複数の選択肢がある問題は強調しておいてほしい。刑事系はパズル問題が多すぎる。

各肢につき正誤を問い、完答で初めて点数となるという問題形式は、解答に要する時間に比べて得られる点が少ないばかりでなく、不正解者の中にも、正答数に差があることを一切無視するものであり妥当ではない。

民事系は同じような問題が続き苦痛あった。問題のバリエーションが必要である。刑事系も現行のままという印象である。

ゼロ解を作るのはやめてほしい。

正しい場合(間違っている場合)は、1(2), や (×)とあったが、1(2)か (×)か 変える実益が不明なので統一してほしい、又は、そもそもそのような形式はマークに時間がかかるだけなので、廃止してほしい。

いわゆる×式で1, 2を記入していく問題は、完全正答でないと配点が与えられないのか。

これでは、少しでも間違えるとまじめに解いた人と適当に解いた人が同視される、すべて間違えた人と1個だけで間違えた人が同視されるという点で不公平である。

民事系，公法系，刑事系ともに，関連法律の出題があった。（破産法，少年法，商法規則）
受験生としては，どの法律まで学習すればよいか非常に不明確であった。今後，関連条文を出題するにしても，明白なアナウンスがなければ，いたずらに混乱を招くと思う。

正しいものには1，誤っているものには2，配点は2というのは，どれか一つでも間違えると配点がないことになるのは不適當である。ゼロ解答もやめてほしい。

問題数がバラバラでやりにくい。問題 と解答 がずれている部分はとてもやりにくい。

問題番号と解答番号がずれていると誤記入しやすいので改善してほしい。

刑事系は，作業，分析ともやるが多かった。公法系は，全部の選択肢を読まないで解答がでない。

< 公法系科目に関するもの >

現行の択一とは異なり，複雑である点は否めないと思う。10択もあるのは解く上で大変である。また，正しいものは1，誤りは2の形式もすべて合っていないと点がつかないのは，大変である（個数問題でさえ，正答率が下がるのだからなおさらである。）

5問のうち，1問間違えるとすべての点が得られなくなる形式の問題だと点数に実力が反映されにくいのではないかと（5問できる人と4問以下の者が区別されるだけになってしまう。）

全員が同じ条件であるから問題ないが，偶然性の高い二択はどうかと思う。

公法系でみられた正誤をすべての肢について記入する問題はある程度バクチだと思った。配点は高いが正答率は極端に低いのではないかと。

なぜ，公法系だけ憲法と行政法を混ぜて出題しているのか意図が分からない。区別してほしい。

知識が細かすぎる。問題レベルが高い。憲法・行政法と，科目別に並べてほしい。

< 民事系科目に関するもの >

民事系の範囲が広すぎて大変であった。

商法について，要求される知識が専門的・細目的であった。

形式として，民事系でも「主として民法分野」などの分類が明記されていると分かりやすかったと思う。

民事系については，民事執行・保全法・破産法等に関する肢があったが，選択科目のところもあり，出題として適当か疑問である。

刑事系については，現行と大きく変わっていない上に個数式が多すぎる。非常に難しくなっている。

< 刑事系科目に関するもの >

刑事系は特に第27問の解答欄がどうなるのか非常に分かりづらい。マークミスを誘発しているかのようだ。

民事系、公法系ではきちんと受験生に知識があるのかを問う問題が多い一方、刑法の一部は「数を数えられるか」「穴埋めを早くできるか」という「パズルマスター養成試験」になっている。予備校的な足きりテクニックを要求するのが目的なのか。

イ、ロ、ハの正誤の組み合わせで、8通りの解答の一つを選ばせるのは、偶然性を避けるためかと思われるが、一つ違えば零点というからには、設問は黑白明確なものにしてほしい。

現行短答刑法に比べれば、問題形式が簡単だった。

刑事系は会話の空欄補充など、複雑なものが多く、90分ではとても処理できない。

また、ある文章の正否を問う問題が何問かで1問のくりになっているものが、すべて正答しないと加点されないのだとしたら、かなり負担が大きい。

各科目の個性があってよかったと思う。刑法では単なる正誤を聞くよりも今回のようなパズル的問題の方がいいと思う。

刑事系は従来の択一に比べて形式は簡単だった。他の科目については、従来の択一と余り変わらない。

特に刑事系は問題の形式が複雑で、事務処理能力が要求され、1問当たりに費やす時間が相当かかるにもかかわらず、問題数も多く、時間内に全問解答することは絶対に不可能である。問題数を減らすか形式を簡単にすることを望む。

刑事系について純粹未修者が法科大学院で3年間勉強して、このような問題を時間内に解くのは不可能である。なぜ、サンプル問題のような出題形式にしないのか。基本的知識と判例の知識を問うのが短答の趣旨ではないのか。極めて遺憾であり、強く改善を希望する。

サンプル問題とプレテスト問題の差異を最も強く感じたのが択一だった。問題数もかなり多く、学説のパズル問題も多いように感じた。

法科大学院における実務と理論の架け橋を担うという役割を考えると過度のパズル性、学説への拘泥は、むしろ、予備校教育の偏重を招くものと危惧する。

学生としたら、このパズルの択一問題が頻出すると法科大学院における教育では対応できないと考え、予備校に走る。択一試験の採点結果を踏まえ、善処をお願いする。

選択肢が工夫されているので、すべて知らないと解けない問題が多く、正答にたどりつくのが困難だと感じた。刑事系が現行と変わり映えしなくて驚いた。やはり事務処理能力は大切だと感じた。

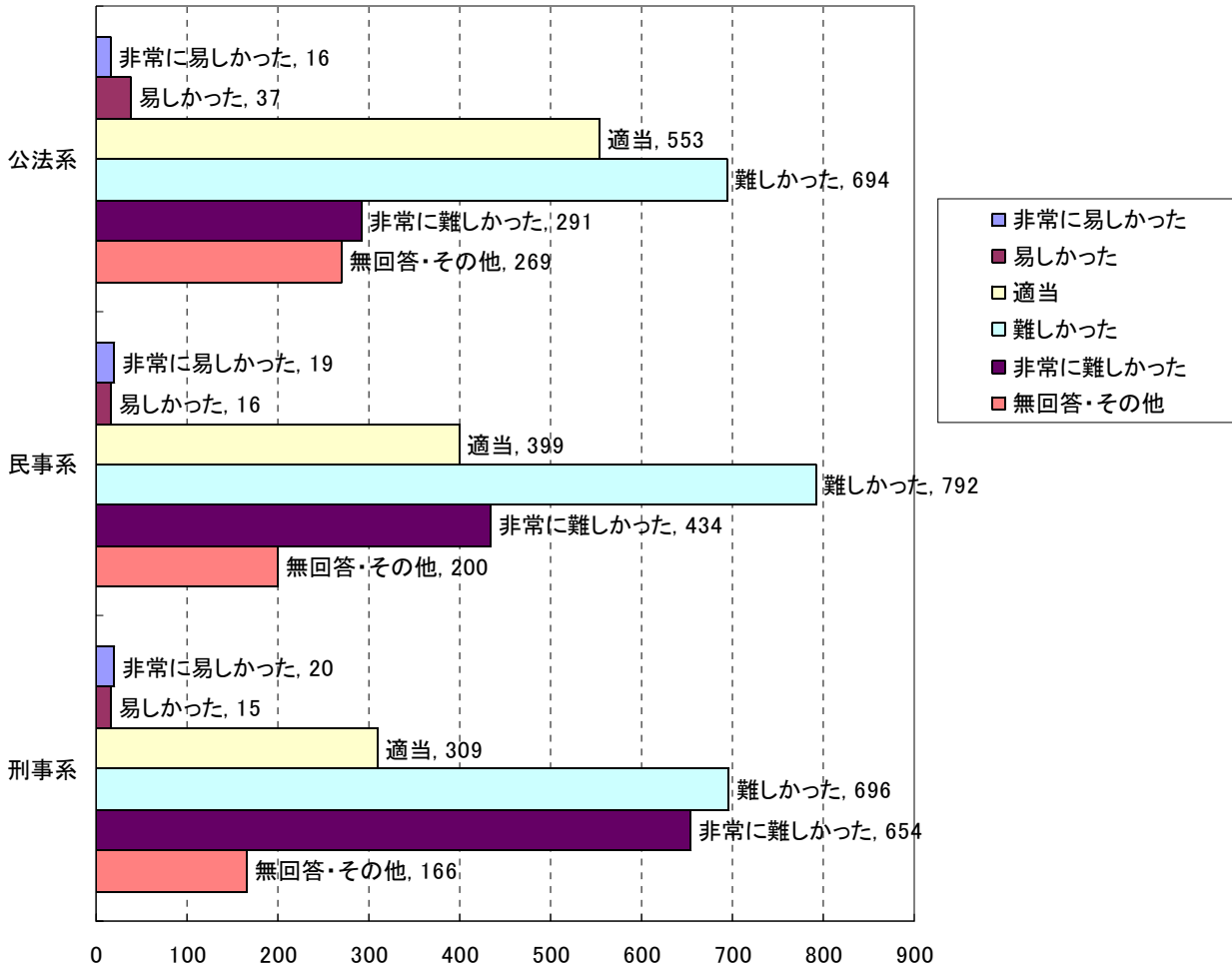
個数問題はたまたま正解を出してしまう人が出る点で問題があると思っていたので、公法系に多かった肢ごとの正誤を答える問題は妥当だと思う。刑事系に関しては、もっとシンプルでいいと思う。事務処理能力については、適性試験で試したはずである。

刑事系について、サンプル問題ではパズル問題がほとんどなく、逆に今回はパズルが非常に多かった。この点については、方向性のある程度示してくれないと対策上困ると感じた。

問4 試験問題の難易度について

- 非常に試験問題が易しかった。
- 試験問題が易しかった。
- 難易度は適当だった。
- 試験問題が難しかった。
- 非常に試験問題が難しかった。
- その他

4 試験問題の難易度について



(主な問題点と理由など)

<全般にわたるもの>

民事系は、企業会計や民訴の細かい手続を聞かれても困る。単なる知識に過ぎず、妥当でない。
 刑事系は、現行の勉強をずっとやっていた方が解ける気がし、ロースクールに入った意味がない。

公法系については判例の理解を問うものであり、難易度としては適当と思われる。民事系の難易度は難しい。理由は時間がなく、ゆっくり考えることができないからである。刑事系は時間との関係でも1問2分ほどで解く問題としては難しすぎる。

難易度は適当と言えるが、条文の正確な知識がなければ正答できない問題が多い。

正確な知識（幅広い）処理能力（特に刑事系）が要求され、ロースクールの授業のみでは不十分という印象を持った。

問題それ自体が難しいというよりは、いままでそれほど勉強していなかったところまで、出題されてしまい、今後、どの法律まで勉強しなければいけないのか困惑している。

また、選択科目とかぶる科目の出題は控えてほしい（会社更生法，労働法）。

民事系は要件事実論を取り入れた良問があった。

刑事系は時間・問題数・パズル要素の関係で難しく感じた。

公法系では改正されたばかりの行政事件訴訟法の問題などが出ていたから難しかった。

刑事系では問題形式が多様であったため難しく感じた。

昨年11月に公表されたプレテストの内容とまた傾向が変わったというか、現行の択一と類似の形態に戻った感じがする（特に，民法，刑法）。

法定刑を知っていないと解けない問題があった。行政は問題が偏っていたような気がする。

細かい条文知識が多いと感じた。ただ，ふだんの勉強の指標として，難易度は変えないでほしい。

下三法の知識が細かすぎるように思う。

択一の負担をここまで重くするなら，択一のウェイトを増やさなければ，論文とのバランスが悪く思う。

これまでは過去問からある程度の範囲というのが分かった。新司法試験に関しては，商法，民訴の知識をどこまで覚えればよいのか分からない。

そもそも条文はみれば分かることで，覚える必要があるのか。知識を問うなら，判例にしてほしい。今回，択一の商法，民訴が一番問題があると思った。この方向だと法科大学院生は皆予備校で試験向けの勉強をするしかないと思う。

基本的ではない現行と大差ない重箱の隅をつつくような問題が少なからずあった。範囲が倍以上に広いのだから無理がある。

全問正解しないと点がもらえない問が非常に多いので，大変難しく感じた。現行試験よりレベルは低くてよいというわさを聞いていたが，余り変わらないような気がした。むしろ商法，民訴，刑訴が加わり，難しくなっている。過去問が存在しないこともあり，試験対策に苦慮せざるを得ない。

憲法・民法・刑法以外の択一式は経験がないため，慣れれば難しいとは思わないという程度である。

基礎的な問題とは全く言えない。特別法などロースクールの授業で聞いたこともないものがあった。

民事系は，会計や会社更生などの知識を求められており，知識が偏重すぎる。刑事系も求めている知識が細かすぎる。

×で5問完答して，やっと得点というのは，難度が高すぎる。4問正解した人は，全問正解した人の差はわずかだが，1問正解した人との差は大きいと思う。部分点を与えるよう配点すべきである。その上，刑事系のパズル問題もあるので，刑事系は点数を取れなくなっている。

細かい実務上の問題が多く、また、ひねりが加えられていることもあって、分からなかった。競争をおおるのみで、対策には、予備校通いが不可欠である。

法科大学院の趣旨が論点主義の排除、予備校の否定にあるのなら、もっと基本的な簡易な設問にすべきである。

無理である。択一試験を7法で科し、学生の基礎力を向上させるという趣旨は大変すばらしいものと思うが、択一と論文を連続させる新試験の日程では、10年、20年と勉強しているベテラン（択一10回合格とか）の人が利する択一試験はやめてほしい。基礎力を問う、足きりのための試験との趣旨に立ち返り、平均点が7割程度になるものにしてほしい。

細かい知識が多すぎるように感じた。個数問題が多すぎる。すべて正しく解答しなければ点をもらえないのは厳しすぎる。要件事実や手形法などの範囲が広すぎる。

時間と問題数、出題の範囲を考えると民事系、刑事系は、非常に難しい。判例についての知識を恐ろしいまでに聞くが、ロースクールの授業で対応できる範囲を超えている。

刑事系は、知識のみならず、パズル問題を含むため難問と思われ、過度に複雑なものを出さないという新司法試験の答申に反するおそれがある。

また、公法系と刑事系では、完答しないと零点になるものも散見されたが、50%の足きり条項を勘案すれば、できれば、一つ間違い、二つ間違い程度のものには、部分点を配分した方がよいと思う。

なお、民事系で明らかに倒産法選択者に有利な肢（会社更生について聞いているなど）が幾つか含まれていた。倒産法選択者を過度に有利にする出題は避けるよう強く希望する。

範囲が広いのに、細かい条文の知識を聞く意味はあるのか。実務家でも六法を暗記しているわけではないのにおかしいと思う。作成者はこの問題を解いたのか。

ロースクール生は、現行司法試験受験生よりレベルが低いのに、どうして現行択一より難しくするのか。

特に商法、訴訟法系は、細かい条文問題が多いのではないかと。もっと判例、学説等について問題があってもよいと思う。

細かい知識を問われるものが多く、また、実質的にすべての正誤が分からないと解けない問題ばかりだったが、上3科目のみならず、下3科目にまでこれを要求するのは、現行試験の比ではないハードさであると思う。

< 公法系科目に関するもの >

地方自治法、執行法等の科目が試験範囲内なのか分かりにくかった。（どこかに掲示してあるのかもしれないが）受験生のだれもが知り得るような方法で掲示してほしい。

細かくて知識だけだったので、非常に易しかった。

特に行政法の問題については、情報公開法や組織法の細かな点が問われており、これでは基本的な問題とは言えないのではないかとと思われる。

全選択肢について正誤を正解しないと点数がつかないのは、非常に難易度が高い。

幾ら内容が基本的なものとしても、5択のうち、消去法で正解を書ける現行試験よりもはるかに難易度が高い。

行政法については、大学院でなされている判例をベースにして択一に出してほしい。行政手続法のコンメンタールを必要とする問題ではふだんの勉強が役に立たなくなる。

国家公務員採用 種試験の行政法の問題が適切だと思う。

公法系、特に行政法分野において、複数の選択肢すべてに正解しない限り、得点できない問題が非常に多かったが、他の科目との均衡がとれないこと、大学で行政法ゼミに所属した者等、行政法を得意とする者との格差が大きくなりすぎるおそれがあることから、問題があるように思う。

行政法が基本的で良問だった。

知識が細かすぎる。問題レベルが高い。憲法・行政法と、科目別に並べてほしい。

< 民事系科目に関するもの >

民事系は問われる法領域が広く、考えさせる問題でもないため、暗記重視に学生は走る。

破産に関して聞いたりするのは、破産選考者に有利なのではないか。民事執行法についても同じことが言えそうである。

民事系は習っていない民事執行・保全が多く出てしまい、分からなかった。訴訟法と商法は、短答の経験がないため、難しく感じた。

商法は聞かれている知識が細かすぎる。

民事訴訟法も六法を調べて確認すれば済むことを暗記しなければならなくなり、意味ないと思う。もっと基本的なことを聞くべきである。

手形法は択一プロパーと考えてよいのか。各校とのカリキュラムと異同の関係でも気になる。

民事系で問われた知識は全く基本的なものではない。会社更生法の知識を聞かれても困る。

全体的に細かい知識を問うものが多かった。民事系科目は、特別法（破産法など）に近い法の知識を必要とするものがあり、選択科目で選んでいる者に有利な気がする。

商法は改正されたばかりなので、定評のある基本書も出版されておらず、勉強方法に困っている。

先ごろ「基本的な部分」という通知がなされたようだが、もう少し、明確な何かしかの基準を出してもらわないと半年後の試験が非常に不安である。

商法の規則の知識まで要求するのは厳しいと感じた。

民事系は、民事執行法、要件事実論が加わったため、倒産処理法が実務で必要なことは理解できるが、今回のように3問も出ると倒産法選考者に有利になり他の選択科目を選択した者が不利になるので、やめてほしい。

商法は特例法などマニアックすぎる条文知識を要求しているため難しい。時間がないため、簡単な問題であっても難しく感じられた。現行より簡単になったとは思えない。

民事は要件事実論等も含まれていて、大学院の授業内容とリンクしていてよいと思う。

< 刑事系科目に関するもの >

刑事系は当初のサンプル問題と大きく変わっていた気がする。現行司法試験を受けたことはないが、「現行風」といううわさである。現行司法試験をやめる以上、サンプル問題の形式にすべきではないか。

現行司法試験では問われていなかったことが問われている。ならば、定評のある基本書のうち、教科書を指定してほしい。どこまで勉強して手を広げればいいのかよく分からない。

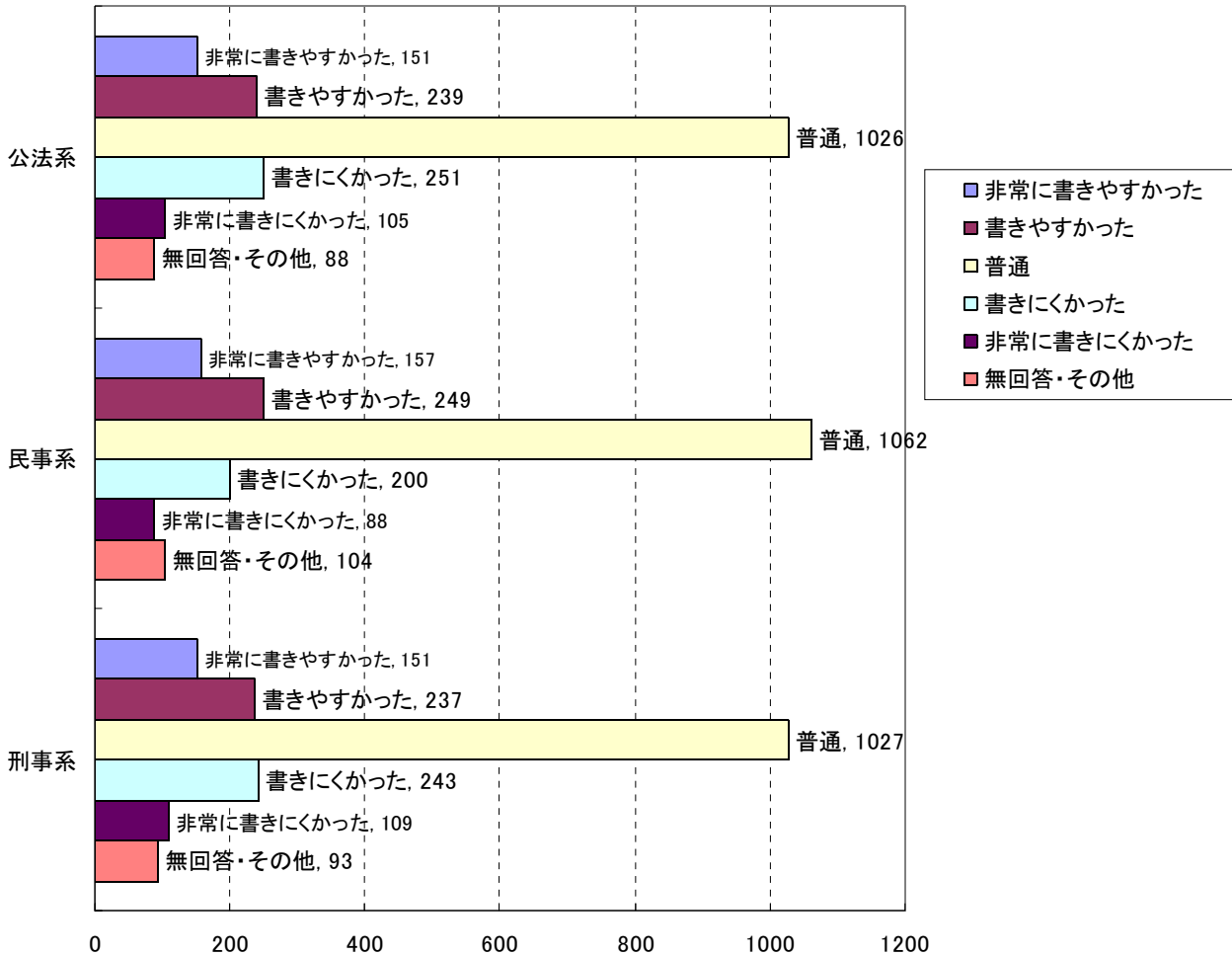
例えば刑法で問われた細かい判例（実行の着手）は教科書に載っていないものがある。現行司法試験の過去問にもない。出所、出典を明らかにしてほしい。

刑事系は、特に、今までの曲芸的能力の追求をよしとしない理念の下、新制度に転換しようとする制度改革の趣旨を没却するとき問題だった。従前のものとどのように変わっているのか。かこくさがましたように思う。

少年法や他の特別法を正誤で聞かれると答えられない。

問5 短答式答案用紙について
 非常に書きやすかった。
 書きやすかった。
 普通だった。
 書きにくかった。
 非常に書きにくかった。
 その他

5 短答式答案用紙について



(主な問題点と理由など)

<用紙の様式等に関するもの>

縦の線がないのが書きにくい。もっと短時間でマークできるのにしてほしい。

問題ごとに線を太くするなどマークミスをしならないような配慮をしていただきたい。

マークシートの「縦の列」にマーク欄が多すぎる。問題によっては、複数の欄にマークする必要があり、マークミスの可能性がある。

初めてなので、形式をよく読み込めなかった。いろいろ形式があって混乱する。

横長のマーク欄よりは書きやすかった。

縦でなく、従来どおり、マークシートは横がよい。

マークミスなどを起こしやすい用紙であった。例えば10問ごとに太線で分けるなどの方法はとれないか。

マーク欄が小さすぎる。

レイアウトが悪くて書きにくい。もう少しレイアウトを考えてほしい。余白が多い。

マークの方向性が従来は横向きだったため、解答用紙と問題を同じ方向に重ねることができて使いやすかった。

マークシート用紙をもう一回り大きくした方がよい。

×を問う問題は、直接 ・ × という解答欄にしてほしい。

新しさを出しているのかもしれないが、見づらいし、書きづらい。民事系ならどこから商法で民訴かを分けたらどうか。

< マークの方法等に関するもの >

なぜ、鉛筆でなければならないのか不明確である。シャープペンシルでも可にしてほしい。

塗りつぶさなくても、線を引きさえすれば、マークしたものとなるのか、明示してほしい。

マークが線で結ぶ現行形式と異なり、全部を塗りつぶさなければならない点で時間が取られる。

書きやすさという点は問題はないが、塗りつぶしについて説明が不明確なように感じた（棒線でのよいのか枠に沿って塗りつぶすのか。）。

を塗りつぶすよりは、やりやすい。ただ、線を引くだけでもよかったのか説明が不足していた。シャープペンシルもOKにしてほしい。

地の部分の枠、数字、記号が見にくい。（大きさ、色彩、濃淡）。チェック欄は「だ円」を塗りつぶす形式の方が楽である。問題形式の複雑さから、解答欄形式、並び順が不統一で、フォローが大変である。

HB意外のペンも対応してほしい。馬券のマークシートは赤ペンで塗れて簡単である。参考にしてほしい。

縦に線を引く方が連続してすばやく引けるので良かった。

説明には「点と点を結ぶ。」と現行試験と同じことが書いてあるが、記入例は塗りつぶしてあり、間違いやすい。

点と点を結ぶマーク形式だったが、単なる線でいいのか、塗りつぶす必要があるのか不明確だった。

<問題番号と解答番号に関するもの>

現行の5択に比べるとマークしづらい。特に正しいものは1，誤りは2の方式はずれてマークするおそれが強くとどめてほしい。

問題番号と解答番号が合わないのは始めから順番に正直に解く場合は良いが，選んで解く場合には分かりにくい(例：問1の中に第1と第2がある場合とかである。)

解答形式が複数あり，解答しづらい。一つの形式にそろえるべきである。

順序どおり解けなかった場合，対応する解答欄がどこか分かりづらい。表記を統一してほしい。

問題番号と肢番号を別にする点は非常に助かった。なければマークミスが続出したのではないかと思う。

最後の数問で，問題番号とマークする番号が一つずつずれるというところがあり，マークする段階で一つずれてしまい。どこでミスしたのか見つけるのに時間がかかった。

1問で複数マークする場合は，問題番号と解答番号を色分け若しくは濃淡をつけるなどして，もう少し見やすくしていただきたい。

問題の番号とマークの がずれるので，非常に紛らわしい。

1問につき，複数マークの解答欄の箇所は同じ色にしてほしい。

現行司法試験や他の国家試験と異なり，解答形式，肢数が多様になっている。出題意図を受験者に説明してほしい。出題意図，改革意図が分からないと別の意味でのテクニック試験になってしまうおそれがある。

現行司法試験とマークの方向(縦又は横)が違うので，書きにくかった。1問1答ではないので，マーク欄と問題番号がずれやすいから書きにくかった。

設問の番号と解答用紙の番号がずれている(設問30番と解答用紙32番など)。連続する番号をすべてマークするよう要求している。

解答番号は15～19のように示して，マークシートは0～9までの方がかえって分かりやすい(大学入試センター試験方式)。

なぜ，ここまで複雑にしなければならないのか。受験生に心理的負担を与えることを考慮してほしい。

大問番号と小問番号の書き方がややこしかった。

あと，公法の問題で(解答は順に 番～ 番)という記述があったが，非常に分かりにくかった。

大問ごとに区切ってあるのは分かりやすかった。

ただし，問題の中には，答えを何番に書いていいのかわからないものがあった。

問題番号と解答番号が異なるため，問題の横に解答番号「20」，「21」と書いてほしい。

問題番号と解答欄が食い違っているが、これはミスを招くおそれがある。例えば、問題番号は20なのに、解答欄が30とかいうのがある。

問題の番号と解答番号がずれていて分かりにくい。間違いやすい。第10問の解答10, 11とするのではなく、10問目の10a, 10bとしてほしい。

問題番号と解答番号がずれているのが、とても紛らわしい。特に民事系は一つずれていたもので、非常に混乱した。問題番号は算用数字にして、解答番号は問題ごとにローマ字にしたらどうか。

解答欄番号のみが記載され、1, 2の解答肢のものも、1, 2, … 9, 10までマーク欄を用意しておいて構わないと思う。マークシート用紙ははん用性があり、統一感のある方が良いと思う。

公法系以外では、設問に複数の問いがある場合、その問いが全体の何番目の問いかの記載がなかったため、解答をすべてし終わった後にマークしようとする場合、適切な位置にマークしづらく、何度も書き直す必要があった。

一つの設問について、複数の答えを要求しているとき、各答えと番号の該当関係を分かりやすく明記する必要があると思う。

特に問題はないが、公法系や刑事系では、問題番号とマーク番号がずれるため、マークミスの危険が怖いと感じた。問題冊子のマーク番号を分かりやすく表示すべきである。

普通に5択なら5択、6択なら6択で統一してほしい。必要以上に複雑にしないでほしい。

問題数と が同じアラビア数字より、アルファベット等の方が誤記入しないですむ。

< 受験番号シールに関するもの >

受験番号シール方式はよかった。

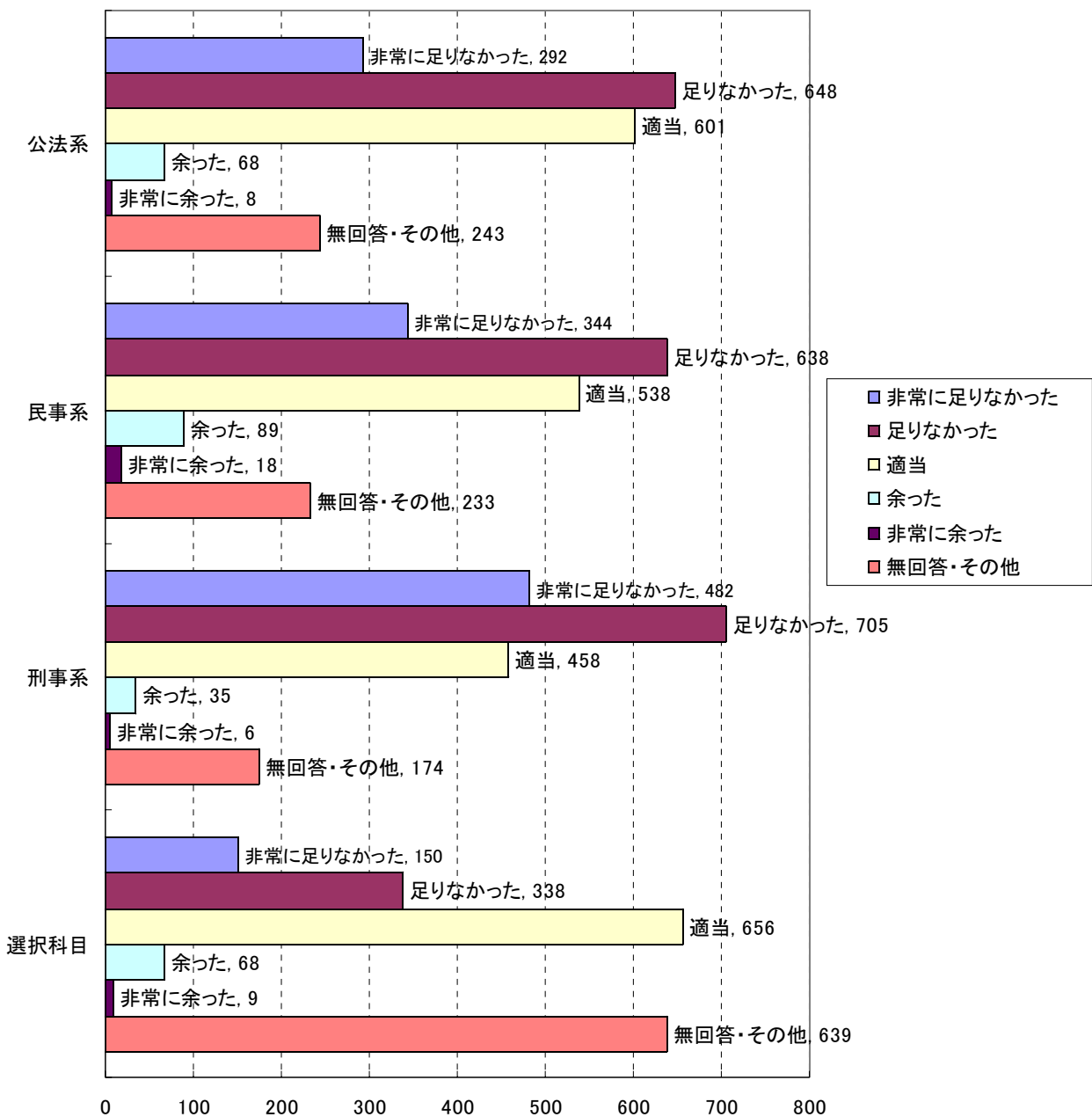
シールをはり間違えた場合にどうなるだろうと思った。

第2 論文式試験

問1 試験時間について

- 非常に時間が足りなかった。
- 時間が足りなかった。
- 試験時間は適当だった。
- 時間が余った。
- 非常に時間が余った。
- その他

1 試験時間について



(主な問題点と理由など)

<全般にわたるもの>

特に民事系と刑事系は、時間が足りなかった。事案を分析し、答案構成をするに当たり、時間は少なくとも1時間はとられる。

緻密に事案を分析する能力を養うはずの新司法試験であるはずなのに、時間が少なく、浅はかな分析をする能力しか身に付かなくなる。

同じ科目の設問の中でも時間のかかり方に大きな差がある。点数配分によって、時間のかけ方も変わってくるので、各小問についての配点も問題文に明記してほしい。

長文を読み、構成し、記述するためには時間が足りない。渡される用紙の7～8割を目指したが、4～5割程度で時間が終わってしまった。

4～6時間の時間があったとしても、2時間の問題が幾つか組み合わせただけで、結局1問当たりの検討時間は2時間にすぎない。

資料が多くても実質的な深い検討ができる試験ではなかった。しかも、小問を増やすとさらに論点主義的になる。

6時間連続の試験で気分が悪くなった。座席の善し悪しも大きな影響をを与えるので、悪い設備で6時間受験する者はかなり不利である。腰痛の人には耐えられないと思う。

書くことが多すぎる。考えるより、先に手が動くというスタンスでないと完答は、無理かと思われる。1ページ書くのに、10分強はかかると思われるが、そうだとすると問題文を読んで考える時間がなくなる。

満足のいく答案を丁寧な字で書くのは、この問題量に対するこの時間では、到底不可能である。

6時間は集中力の限界を超える。完全融合問題でない以上、分けて時間を設けるべきである。

6時間一度にやっているが、問題が相互にそれほど関連していないことを考えると分けた方がいいのではないか。また、実施時間も集合時間も考えると食事のタイミングが合わない。

論点が多い、問題文を読むのに時間がかかる割に論点が多くて、事実に対する評価を詳しく書いている時間がない。ロースクールとはそういうことを学ぶはずではないか。関係のない事実を選別するのも試験形式でなれていないので時間がかかる。

長すぎる。飲食、トイレ、煙草すべてありでも6時間は異常である。大大問に関連がないのだから、分割すべきである。3時間が限界である。

公法系、民事系、刑事系を現行試験の2問分を1問にして聞いているのであれば、憲法120分、行政法120分、民法120分、商法120分、民訴120分、刑法120分、刑訴120分にして、間に休憩を入れてもらいたい。

実質上、科目が分かれているのなら、通しでやって体力を無駄に消耗する理由がない。どうしても通しでやるのなら食事も認めてもらわないと体力が持たない。

また、3日目、4日目は、試験開始を遅らせてほしい。集合時間が中途半端で昼食をとる暇がない。例えば午後1時などにしてほしい。三食とらないとこの日程は乗り切れない。

どこまで書けばいいかわからない上に、解答用紙が非常に多いので、時間配分が全くわからない。

いずれも長時間だが、最後の数分まで書いていた。書くべきことは山ほどあり、取捨選択に悩む。気持ちとしては、あと各1.5倍の時間が欲しい。資料の分析をした簡潔に構成された文章を書くべきか、自分の理解を吐き出すつもりで長文を書くべきか。出題の意図が測りかねて迷う。

書くべきことの多さ、問題文の長さ、受験者に不可能を要求している気がする。考えて分析する時間がないのは、新司法試験の趣旨に合わず、現行と変わらない気がする。

分量的に採点者側がどの程度を合格レベルと判断しているか分からない以上、受験する側としては、与えられた答案用紙をすべて使わざるを得ず、とても時間が足りない。

求められている内容が分からないので、どの程度まで解答すればいいのか分からず、時間が足りない。

< 公法系科目に関するもの >

全体的に時間が足りないと思う。特に行政法はひどい。

また、問題の意図、例えば、弁護士の立場で書くのか、一般的に論じるのかが分かりづらい問題もあった。

行政法は、添付資料が多く、しかもそれを使う頻度が高いため、問題が把握しにくく、事実認定の段階でずれるおそれがあり、慎重な判断が必要であったため、時間を要した。

< 民事系科目に関するもの >

民事系の6時間は長すぎる。4時間と2時間に分けるなどの措置をとらなければならない。全体的に体力勝負の試験であり、純粋な法曹への適性を見るものとして不適切な試験である。

時間は足りなかったが、試験時間をまとめて4時間、6時間にする理由が分からない。もっと受験生のことを考えてほしい。資料を読む時間が長く、さらに考える時間、書く時間を考えると時間は足りない、資料は短めが適当だと思う。

民事系6時間は長すぎる。大大問4時間と大問2時間に休み時間をとって分けられないのか。

試験日当日に生理だったりすると試験時間中トイレに行かないわけにはいかない。身体的負担が(ぶっ続けなら)過大になる。

試験時間が短い場合に比べ、そういうことのない男性にくらべて、不利益が増幅される。健康な女性なら生理は不可避なので、是非、そういうことも配慮の上、試験時間の再考を願いたい。

民事系は解答する上で時間はちょうどよかったものの、途中でお腹がすいて集中力が途切れた。4日連続で長時間の試験に耐えるにはかなり体力が必要でつらかった。

問題の内容は完全に大問ごとに分かれており、しかも融合問題でもない、4時間も6時間もぶっ続けでやる必要が分からない。つらいだけである。

6時間連続での試験は非常にきつい。やめてほしい。おかげで腰痛が発生した。人間として扱ってほしい。民事系 2時間、民事系 4時間という形で、2回に分けてほしい。

問題文の事情がかなり多く、それぞれ意味を持っているが丁寧に拾うにはどう考えても、時間がなさ過ぎる。6時間や4時間といっても科目や小問で見れば1~2時間しか掛けられず、実際は現行よりはるかに時間に追われてしまう。

民事系の6時間は、午前2～3時間、午後3～4時間に分けて、途中休憩時間を入れても良いのではないかと。続けて6時間は疲れる。(例、9時30分から11時30分、12時30分から16時30分)

民事系について、結局、民法、商法、民事訴訟法の問いが分断されていたので、3科目1度にやる意味が分からない。6時間は長すぎると思う。

女性は試験当日、生理である可能性もあるが、生理用品をトイレに持ち込むときはチェックされるのか。その辺りの配慮をお願いしたい。チェックするなら、絶対、女性の試験監督を配置してほしい。

民事系で全体としての試験時間は適当だったが、6時間は長すぎるので、できれば、1問目と2問目を分けて少し休憩を入れてほしい。身体的にもきつい。

そもそも20枚も解答用紙がある時点で不可解である。そんなに書けると思っているのか。あるいは、6時間通して文章を本当に書けと求めているのか。

民事系は添付書類を読むだけで時間がかかる。

民事系を6時間にする意味がない。民事系とは名ばかりで、民法、商法、民事訴訟法の縦割り問題なのだから、2時間ずつ分けてやれば良い。刑事系、公法系も縦割りだから、分けてほしい。

民法第1問前半について、場合分けが多すぎるので書ききれない。論証も浅くなる。論理展開力を試せないのではないかと。類型は一つ減らした方がいい。

民事系は、答案を問に答えさせようとする第1問だけで試験時間のすべてを使い切ってしまうので、もう少し時間内に解ける問題及び形式にしてほしい。

< 刑事系科目に関するもの >

刑事系第2問は小問で3つあるのは多すぎる。

< 選択科目に関するもの >

(倒産法)

倒産法は、1題目の難易度が高く、3時間では厳しかった。

倒産法は、条文を引くのに時間がかかるが、3時間は多い。

(経済法)

不公正な取引方法を複数挙げることを求めているならば、時間が足りない。

選択科目の経済法では、問われている論点が多い印象で時間不足になった。

(知的財産法)

知的財産法は3時間でちょうどいい内容・時間であった。

知的財産法以外、問題文がはるかに長いのに、実質、現行と同じ制限時間であると思われ、全然時間が足りなかった。選択科目は時間的に足りる問題で快適だった。

選択科目(知的財産法)は普通だった。

知的財産法は，問題・論点が多く，時間内では書き切れなかった。

知的財産法については，問題数と時間のバランスがとれていないように感じた。

知的財産法は，問題内容に比べて余りに時間が短すぎた。

知的財産法は，問題形式，レベルのせい時間か余る。本番ではもう少し時間がかかる問題の方が良いと思った。

知的財産法は，設問数，場合分けが多く，時間が足りないと感じた。

(労働法)

労働法は，問題文を読んで答案構成して，その分を書ききる時間があった。

労働法は，非常に時間が足りなかった。

どうしても資料が多いと時間が足りなくなってしまう。労働法が適当だったのは，資料の量だと思う。

労働法は，時間が余った。労働法はもっと問題文を長くても良い気がする。

労働法は，事案が簡単すぎて時間が余った。

(環境法)

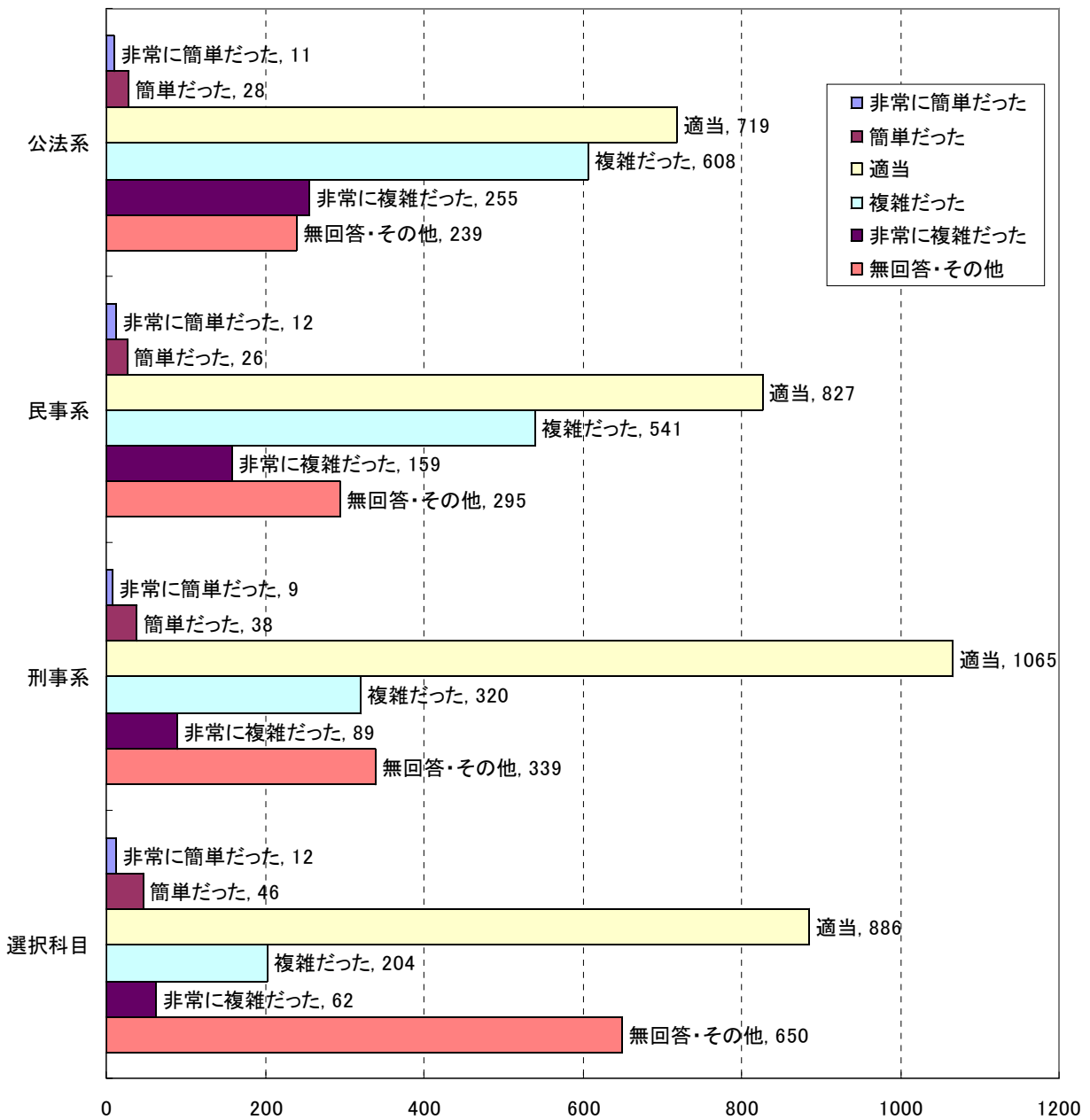
環境法については，特に2問目が読む量が多く，作業の割には時間が足りないと感じた。

全体的に時間は少なすぎず，適当だと思ったが，環境法だけがやや少なかった気がした。

問2 試験問題の形式について

- 非常に問題形式が簡単だった。
- 問題形式が簡単だった。
- 問題形式は適当だった。
- 問題形式が複雑だった。
- 非常に問題形式が複雑だった。
- その他

2 試験問題の形式について



(主な問題点と理由など)

<全般にわたるもの>

弁護士となつてからの実務を考えた良い問題である。
事案の分析 規範定立 当てはめの実務バージョンとしてよい。

民事系第1問の設問2は検討対象となる人物(5人)が多すぎる。このうち、3人を検討すれば、論点理解度を測定することができる。公法系第2問は資料が多すぎる。

行政で の注の意味が余計に混乱させた。
問題で何を問うているか、民事第2問は特に不明だった。また、手続と実体が分離しては意味がないのではないか。

枚数は無制限だったが、きちんと決められていて各科目問題によりバラバラなので、きちんとそうするとアナウンスしてほしい。
あと、問題集のページは全部で何ページか分かるようにしてほしい。

問題文の指示が不明確である。細心の注意を払って出題してほしい。「挙げて論ぜよ」とは、最初に箇条書きにさせる趣旨かなどである。

漠然と「論ぜよ。説明せよ。」では勉強が進んだ人ほど整理に時間がかかり不利になる。もう少し限定して設問を作してほしい。

書こうと思えば書けることが、ちりばめられていて、気づいた人ほど不利になるシステムではないか。

公法系、民事系について、何を問われているのいまいち分からなかった。

総じて弁護士としてどうすべきかという設問が多かったが、検察官、特に裁判官志望の者にも配慮すべきではないか。

また、複雑な解答方法制限を課すのも多く(特に民事系)、頭の中で解答は浮かんでいるのに、設問の形式に引き直すのに手間がかかったものも多かった。

考えさせる問題だったので、これでいいと思う。ただ、採点基準が分からないので、何とも評価できない。刑事系は書くべきが多すぎるように思えた。

全体的に弁護士の立場からの立論が多かったが、その分、切り口のとらえ方が難しく、解答の方向性のとらえ方が難しかった。

論証暗記型の人では到底解けることのないよい問題だった。基本原則、法的価値判断を深く学んでいる法科大学院生の実力を測る上では良い形式の問題だった。

問題点としては選択科目の科目間で問題のページ数の差がありすぎ(1~10ページ)、不公平感が残る。

科目ごとにいろいろ工夫されており、良かったと思う。

憲法と行政法とか民・商法と民訴とか分かれているのに一気にやる必要はない。集中力が続かない。けんしょう炎になる。

各科目により、問題文の形式が統一されていない。あいまいな出題がある（公法1問目）。融合問題が1問もないというのは手抜きなのか。

（ ）で、「～はのぞく」、「～は考慮しない」などが多いと不自然なので、混乱しがちである。

大体良いと思うがもう少し聞き方を明確にしてほしいものもあった（～の問題点を述べよなど）。

時間が長いから、ゆっくり考えられると思ったが、そうではなく時間に追われた。問題文が長すぎる。

公法2問目は、「その他考え得る訴訟」についてのみ書くべきなのか。（1）で聞かれたことについても書くべきなのか不明であり、大変悩んだ。問題の趣旨は明確にすべきである。

また、どこが問いで、どこが資料が分かりづらい。設問部分はもっと分かりやすくしてほしい。これだけ長文の問題であれば、別途、答案構成用紙を配布してほしい。

ロースクールの教育とリンクされたものと感じた。

どの科目も事案・資料から重要な点を抽出する点で共通しており、予想していた形式だった。

「訴訟代理人の立場に立って解答せよ」という形式の問題は、判例に反してでも依頼人に最も有利な解釈をとるのか、判例を前提とした上でその範囲内で最も有利な解釈をとるのかが不明なので、明らかにしてほしい。

ネガティブな意味ではなく、よく考えさせる問題だと思った。

問いの設定からどこまで聞いているのかが分かりにくい問題がある。一方の立場に立って考える主張には相手の反論も書くことを要求しているのか。

形式は、新司法試験らしく適切と思った。ただし、融合問題が一題も出なかったのは、残念である。

民事系は、第1問が（a）～（c）の違いを見つけるのに苦労した。

公法系は、第1問で（小問（2））「一番問題と考えられるのはどれか」という聞き方がされているが、自分の主観と客観のすり合わせがおよそ困難である。

非常に法科大学院の授業を意識しており、良かった。

問題意識も見え隠れし、とっかかりが作りやすかった。

もう少し形式は統一してほしい。どれに対して答えればいいのか分からない。最初に問題がある場合、最後まで読み終わらないと分からないものなどがあつた。

問題文の中に無意味と思われる記載が多いと思った。それを読むのに時間がかかった。じっくり考える時間などなかったので、現行とあまり変わらない気がした。

問題に問1、問2ぐらい書いてほしい。

何を問うているのかよく分からない。「～ができるか」という問いには、できるものを何でも書くのか。勝訴可能性があるものを書くのか、単に訴訟と書けばよいのか。理由付けまで書けばよいのか、分からない。

刑事はとても良問と思う。実務的処理と法解釈能力をよく問えるからである。労働法も選択科目として素直な問題であったと思うので良い。

公法系も基本を理解していれば、ある程度論述できるのでそれほど難しくなく良い。民事系は、商法、民訴に問題として疑義がある。再検討していただきたいと思う。

「弁護士として検討せよ」との出題は、裁判の予測もしなければならず、しかし、依頼者の希望に答える必要があり、どっちつかずになりがちである。当事者視点なのか、申立視点なのかもう少し固定した方が書いていてブレがなく、まとまりもよくなる。

公法系の「ほかに」とは、「それは書かなくていい」という意味か、「それとその他と全部書け」という意味か不明だった。

公法系第2問は、「条例の取消」についても論じるべきなのか、問題文に「他に」とあるので、迷った。仮にヒントで上げているのであれば、簡単すぎて余計に迷うと思う。

公法系は、「箇条書きにせよ」と問われ、どの程度書けばいいのか分からない。条例の処分性その他と聞かれ、条例について、書くべきか否かが分からない。

民法は、特定の説に立たないと事例が処理できない。

公法系は「最も違憲と思われるもの」というような個々人の評価に左右されるような問題は採点をどうするのか、民事系は事案が複雑でしかも形式が複雑であったと思う。

問題によって、使う資料が違ったり、設問が資料の間にあたりして分かりにくい部分があった。設問を太字にしたり、資料はすべて四角で囲むなどすれば分かりやすくなると思う。また、設問の番号や(1)などの記号が統一されておらず、答案を書く際に段落分けの番号と紛らわしかった。

形式は、複雑ではないので、意味が分からないことはなかった。ただ、事案も長いし、問題文も長いので、どこを中心にどう書いたらよいか、分からなかったので、もう少しヒントが欲しい。

弁護士としてどのような主張をするのか、というのは、実践的であり、しかも、今までそういう観点で勉強することは少なく、その点が難しい。

問題文で趣旨が分からないものが幾つかあった。公法1問目の小問2は、「論ぜよ」とは何を論じてほしいのか。民事系2問目の小問2は、判断基準を事案に即してとはどう書けばいいのか。

(a)~(c)の各パターンに沿って本文を検討するという形式だと、時間が足りなくなる。

設問の位置が分かりにくく、探すこともあった。枠で囲むなどしてほしい。

現行司法試験と異なり、予備校が予想問題を作りやすく、また、形式にこだわらず、自由に書けた点はなかなかよいと感じた。

今までの司法試験よりも解いていて楽しかった。形式は良いと思う。

答えの形式や構成についてヒントとなる指示を問題文に入れておくことが有用だと思う。

高度に練られた問題であり、最高の良問だった。

「箇条書き」といった解釈に幅がある記載はやめてほしい。それなら、まだ2~3行程度といった記載の方が分かりやすい。

刑事系の刑法の形式は、サンプルよりも随分改善されてよかった。公法系は、考えさせる問題で、いかに日ごろきちんと丁寧に勉強しているか試されているような気がした。

慣れていないせいもあって、複雑であった。憲法は「もっとも違憲の疑いが強い」という聞き方は、多分に個人の主観が入ってしまい公平な採点ができるか疑問である。商法は単に同じ当てはめの力を聞いているだけで、5人近くも問う意味が分からない。

一行問題よりは事例問題の方が解きやすい。

事実認定や当てはめ重視で好印象であった。

なぜ、いずれの科目も融合問題がないのか、非常に疑問だった。どの科目も、現行試験の問題文を長くしただけで、解くおもしろみが全くなかった。集団法と個別法を分けるなど、あり得ない暴挙である。

< 公法系科目に関するもの >

公法については、1問目は、もし、違憲の疑いが強いものを選び誤ると点数がつかないのではないかのようにみられた。答案構成をする下書き用の紙を配付してほしい。

公法系（憲法）は、複雑だった。出題趣旨が分かりにくい。「最も違憲の疑いの強いもの」というのは、分かりにくい。

何を聞きたいのかが不明確であるし、特に憲法において「最も違憲の疑いの強いもの」という問い方は一応何を選んでもいいのか、一つしかないのか不明であり、事後的な復習も困難である。

余り複雑的な形式にするとかえって受験生の混乱を招くだけである。また、憲法についても箇条書きというのはどの程度を要求しているのかが不明である。

行政法は添付資料が多い上に見にくかった。憲法の「もっとも～につき論ぜよ」は一つの点につき書くのか、複数可なのか判断がつかず、本当に困った。

行政法の問題にロースクールでの授業内容が反映されているのかよく分からなかった。

特に公法系の2問目は条文がずっと羅列してあり、問題形式として疑問を感じた。

公法系のうち、行政法分野は本筋と関係のないさ末な資料が多すぎる。本質的な理解を問う上で障害となるものとする。民事系のうち民法分野についても同様のことが言える。

公法系のうち、憲法分野の出題の問題文の問い方があいまいである。「箇条書きにせよ」の意義が明らかでない。箇条書きの中でどの程度論ずべきなのか、また、箇条書きの中で何に触れるべきなのかを明らかにすべきである。

行政法の形式は、受験生には無理だと思う。もっとヒントが必要ではないか。

公法系第1問は自由度が高く、何を書いてよいか分からない面もあった。試験というよりはレポートに近い印象。

行政法が話言葉だったので（問題文）、出題の意図が読み取りにくかった。

憲法が自由に書かせてくれた反面，行政法は問題文からの制約が多かった。そのギャップが大きい。

公法系の第1問（憲法）では問2で書くテーマを決めて書くという形式であったが，その選択自体にどういう風に配点されているか分かりにくい。

第2問についても関係のない条文まで載せすぎだと考える。載せられていると，受験生からすればすべて使わなければならないと考えてしまいがちである。

公法系に関しては，何が求められているのか分かりにくい設問の問いかけだった。問題がいずれも偏った範囲から出題されていると思った。

憲法は，違憲の疑いが最も強いなど問題形式が抽象的であったため，余計なことに時間を費やす形となった。行政法は，条文など非常に読ませることが多すぎる。

公法の2問目の後半の問題については，問題文がどのような条件を設定しているかが判断できなかった。本番でこういうことになると非常に困る。少なくとも求めていることは一義的に判断できるようにしてほしい。

公法系は特に設問2の（B）の趣旨が理解できなかった。

公法系は特に1問目は自分で設定して書くので，採点の公平が図られるか不安である。

公法系で，初見の法制度の理解に時間がかかった。

< 民事系科目に関するもの >

民法に関しては条件が多すぎる。商法については登場人物が多すぎる。あれでは3科目を別々な試験にしても同じである。

基本的な理解を問うのが新司法試験の趣旨であるのに，委員会等設置会社をあえて出題する意図が分からない。商法は登場人物が多すぎる上に委員会等設置会社も入っていると複雑過ぎると思う。

民事系はどう書くべきか出題意図がつかめない。要件事実に羅列する方が良いのか。

大大問は登場人物が多く，かつ，その分検討事項も多く複雑であった。また，問題の内容も漠然としており，もう少し内容を明確化していただきたいかった。

民法，商法，民訴法と問いごとに分かれており，民事系として融合させた意味がないのではないかと。

民事系は，確か，問1で，1（相続人として）と2（会社代取として）が分かれていたが，あれは，1，2でそれぞれ分けて解答するのか分からなかった。

これは，出題の側の問題でなく，解答する側がそのような訓練不足なのかもしれないが，民事系第2問の問1「Z代理人の立場に立って，分析し，説明しなさい。」が分かりにくい。Zの利益のため，主張を根拠づけるのか，Zに対して説明するのか党派性を離れて解説するのか。

民事系について，試験時間が6時間と長いことを考えたとしても，5人に対する責任追及をすべて書くとなると相当の時間と分量になる。長時間筆記し続けるには知力よりも体力の限界が先にやってきてしまい，十分な論述ができなかった。

民事系第2問(民訴)は解答に困難を感じた。代理人弁護士の法律意見を述べるべきか、自分の見解を述べるべきか決めかねたからである。

民事系の最後の問題で、問題が不明確だった。小問1では参加人の弁護人として答え、小問2でも同様だと思ったら、他の当事者として答えるかのようにも読める。主語が欠けている。

弁護士の立場から意見を述べる問題はロースクールでの授業が反映されていてよいと思った。公法系の憲法の第1問については、問われているものが分かりづらかった。

両者の立場から2回構成させるには、余り賛成できない(民事系第2問)。

< 刑事系科目に関するもの >

刑事系はまともに書くとそれぞれ2時間半かかる。第2問をスカスカ答案にして、1時間半で仕上げたが、特に第1問は、2時間では無理である。問題の分量を少し増やす前提で、民法と同じか5時間にしてほしい。

刑事系は、論点さえ知っていれば良いという感じで、予備校の論理パターンでどうにかなる試験だった。

刑事系が一番素直な形式でよいと思った。

サンプル問題よりも工夫がみられた(特に刑事系)。

< 選択科目科目に関するもの >

(倒産法)

倒産法については、知っているか否かだけで差がつく実務上の処理方法等は、今回に引き続き、本試験でも聞かないでいただきたい。

倒産法は、他より負担が重い(租税法は1ページ)、選択科目の中でレベルを調整をする人を設けるべきである。

行政法が全く分からなかった。どこまで書くのか。何を要求するのか。逆に倒産法は素直でよかった。

倒産法は、民事再生を丸ごと出したのには驚いた。学説の論点をあえて検討するのは、余り実務的ではない。

(租税法)

租税法は、問題文が短くてよかった。

倒産法は、他より負担が重い(租税法は1ページ)、選択科目の中でレベルを調整をする人を設けるべきである。

選択科目につき、形式の複雑さに差が開きすぎである。租税法は、ひどく単純でやさしいので、不均衡である。今回のプレテストで、ロースクールで授業をとっていない人が、余りに簡単な租税法に乗り換えるというパターンが増えるだろう。そうなれば、皆、ロースクールから予備校に逆もどりとなる。

(知的財産法)

知的財産法は、比較的オーソドックスな問題に感じた。あれなら、ちょうど良いと思う。

知的財産法は、選択科目ということもあり、妥当な形式であったと思う。

知的財産法は、異様に簡単だったので、途中退席がほとんどだった。これは、他の科目にも影響(疲れなど)するので、善処してほしい。

知的財産法は、特許法については、独占的通常実施権で百選で掲載されているが、講義では取り扱っていない論点だった。著作権法も映画の著作物の著作権で、事例が複雑だった。

小問が細かすぎる(知的財産法、民事系第1問(2)、刑事系第2問)。

(労働法)

労働法は、法律相談者に法律上の問題点を教えるという形式が意味不明だった。(法的アドバイスなら分かるが。)それゆえ、自説等を論証すべきか迷った。

労働法第1問の小問ごとの違いは分かりにくい。

労働法、公法系は妥当と思うが、民事系・刑事系は旧試験と大して変わらない気がした。

出題者が何を問っているか分からない問題が幾つか見られたように思う(労働法問1-2=訴訟における抗弁、再抗弁等を書けばいいのか否か)。

労働法の第1問は、結論を出すべきなのか、問題文からは分からない。第2問は、不当労働行為を含むのか分からない。

弁護士として何を主張すべきかという形式の問題では、公法系第2問や労働法の労働協約の主張のように、明らかに原告側不利のような問題においては、どのように書けばよいか迷う。

明らかに主張が認められそうにないのに、弁護士として相談を受けてどうすべきかと問われても困る。

労働法は、判例自体も余り理由付けがないため、今回のような聞き方は妥当なものと思った。

労働法の第2問、行政法の話し言葉設例は実務に近い感じはするが、何を問いたいのかわりにくい気がする。

これ以上、複雑だと時間的に厳しい。ただ、元々分けようがないのに、小問に無理に分けられていて、非常に解答しづらい問題があった(労働法)。

労働法は、実力が発揮しやすい。

労働法は、代理人としての立場で問題点を論じよというとき、強引にでも依頼者に有利に書くべきかなど迷った(他の科目でも)。

公法系と労働法は、いずれも無理に小問化しない方が書きやすい。

労働法は、法律上の問題点とは何か不明である。

労働法は、何を聞きたいのかが分かりにくい。自由解答のようになってしまう。

民事法、行政法とも資料が多すぎる。法律家としての能力を試されているという感じが余り少ない。せめて刑事法くらいの分量にすべきである。労働法については、分量は適当である。

問いの聞き方がよく分からないので、具体例で示してほしい、例、労働法の1問目など。

(環境法)

環境法は、命令の内容が数ページに渡って書かれていたが、読みにくかった。もっと限定して載せてほしい。

環境法は、環境基準、排出規制は別概念であることからして、問題文に矛盾があるのではないか。

環境法の特に2問目は、何が聞きたいのかが分からない問題だった。もう少し、出題方法を工夫してほしい。

特に環境法は、「法」の問題点を問うのか、「省令」の問題点を問うのか、全く不明だった。

問題文が長い。問1の資料が意味不明。環境法のあの長い参照省令は何なのか。

環境法は、出題の趣旨や意図が分かりにくかった。公法は特に第2問が難しかった。

環境法の第2問目について、もう少し簡明化すべきである。

環境法の第2問と公法系の第1問は何をどのように書けばよいのかとまどった。もう少し問題文等で誘導してほしい。

(国際関係法(公法系))

刑事系以外については、全体的に答えづらかった。問題の意図するところが分かりづらい、特に国際関係法(公法系)。

国際関係法(公法系)で問題文に「請求の在り方について論ぜよ」とあったが、これは、実体法上の問題について聞いているのか、手続上の問題について聞いているのか、あるいは、その両方なのか、意味不明である。

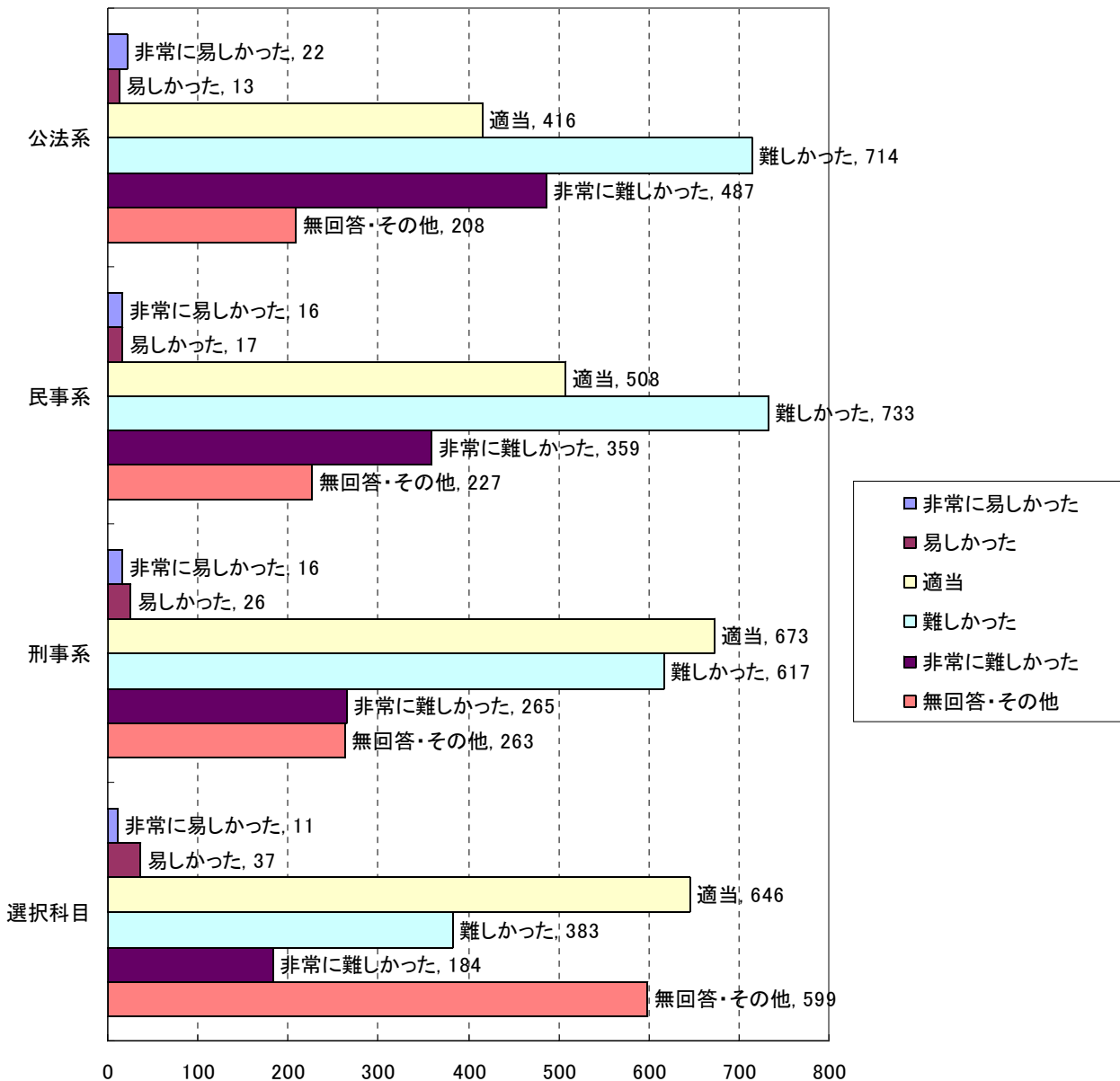
国際関係法(公法系)の第2問について、「請求の在り方について論ぜよ」のような抽象的な問いはやめてほしい。

また、「国籍継続、国内救済の完了といった国家責任の追及のための要件については、論じる必要はないとあったが、国家責任追及の要件の中に責任発生要件も含まれるのか、国籍継続等は例示なのか限定列挙なのか不明確であり、大変迷った。

問3 論文式試験問題の難易度について

- 非常に試験問題が易しかった。
- 試験問題が易しかった。
- 難易度は適当だった。
- 試験問題が難しかった。
- 非常に試験問題が難しかった。
- その他

3 試験問題の難易度について



(主な問題点と理由など)

<全般にわたるもの>

民事系は補助参加というかなり分野としてマイナーな点が聞かれたことにびっくりした。行政法，民事訴訟法は手続の全体を問う問題がよいのではないか。

細かな論点として、各科目の基本的な重要論点を問うものが多く、これにしっかり考えた論証の当てはめができたので、かなり良い難易度であると思う。

要件検討を詳細に書くことが求められているのか、それとも問題のみにいきなり言及するべきか迷うところが多かった。

要求されている水準が全く分からない。事実を拾うことを重視するのか、理論を重視するのか、そのバランスの落としどころが読めない。

ベーシックな良問だった。

現場での経験がない学生に突然、ロイヤリングの結果報告書の作成が求められたような問題で、現場感覚がない人間にとっては解答が難しかった。

無数の法律の抜粋があり、関連性を考えるのに骨が折れた。

プレテストの難易度は、習熟度を測るのに適するものと思われ、とても良いものと思われた。

行政法の難易度が、受験生のレベルを超えすぎである。ロースクール生は、皆、行政法を勉強してまだ1年である。しかも、授業はたった3か月（必修）で、選択科目をとっても、さらに3か月である。ロースクールの授業でそもそもあんな高度な勉強をしていないのに、なぜ、あそこまで難しくするのか。

解答がまだ分からないので難しかったが正直言ってよく分からない。

しかし、全く見たこともないとか手が出ないというのではなく、何かしら書けるものではあったと思う。しかし、問題の趣旨がよく分からないことが多かった。

基本的な論点をベースにしつつ、その場で応用点を考えねばならず難易度が上がるというものが多く、とても良い問題が多かったと思う。

何書いていいのか分からない民事系、本当にこれでいいのか悩む公法系、まったくもって時間不足の刑事系であった。

やや易しすぎる気がした。とはいえ、余り難しくされても困るので微妙な問題ではある。

個人的には、あとほんの少し難しくしてもよいのではないかと思う。これでは、文章作成能力だけで差がついてしまう。

難易度自体は適当と考えるが、書くべき量が多く閉口した。

論点主義は新試験が排すべき道ではなかったのか。言及がない場合に減点する方式だけは絶対に反対したい。

長文を読ませるという趣旨は分かるが、そこから何を問おうとしているのか。現行試験との違いは何か。

恐らく、法科大学院生のレベルは、そんなに高くないと思われるから、当局の思惑が少し外れるのではないか。

すべてといってもいいほど、「融合」された問題には出会えなかったが、本番もそうなるのか疑問である。特に行政法について勉強したことが反映できない問題だった。

解読量が多少多いが、思ったほどではなかった。当事者の主張を構成させる問題は有利にしようと思えば我田引水のような立論にもなるが、適当なのかはよく分からない。

授業でなされているものよりも格段と高度で、まとめの試験とは到底言えない。また、授業でこのレベルを要求するのも、大学院のカリキュラムや時間数からすると無理だと思う。

現行試験より応用力が問われている分難しいと思う。論点ブロックの切り張りにならない点ではよいと思う。ただ、理論的整合性を検討する時間がないので、結局、知識吐き出しになるおそれがある。

公法系は何を問いたいのか、何を書けばいいのかが、オープンすぎて分からなかった。あれでは採点基準が明確にならないのではないか。

民事系は商法特例法や補助参加のようなマイナー論点を聞くよりも、問うべきものがあるのではないか。

ロースクールでやっていることがまさに内容となっていたので、問題の難易度としては、よかったと思う。

私の実力不足かもしれないが、もう少し論点が分かりやすい問題がよい。また、知識を問う問題は短答にすべきである。

全体的に前期修了レベルといえるか。何のために法科大学院をつくったのか、根本から考えて、それを問題に結びつけてほしい。

どのように法律構成しても原告には全く勝ち目がないように見えた。それだと法的に意味のある主張がどのようなものか判断できず、問題があると思う。

例えば、あの問題だと署名を集めて、地方議会に請願するのが、一番実際上の効果が期待できると思うが、恐らくそのような解答では、得点にならないだろう。

せめて、地裁レベルで認定され、控訴審で棄却されたことのあるような事例に類似するものを素材にしてほしい。

どの点に重点を置いて書けばいいのかわからないので、難しいかまいちはっきりしない。論点というより観点でみれば、難しいとはいえないと思うが、行政法だけは、はっきり難しいと思った。

論点主義ではなく、当てはめ等じっくり考えさせる良問が多かったように思う。

分析をする訓練はロースクールでしているが、多くの量を時間制限の下で読むことはしておらず、学校と試験のギャップを感じた。

問題文があいまいだった。問題文のどの言葉がどの言葉までかかっているか、非常に分かりにくい科目があった。

学生同士で試験後、話し合っても解答が分からない、定まらない公法系、民事系は難しすぎたのではないか。

結局、憲法、行政法、民法、商法、民訴、刑法、刑訴と各科目に2時間が割りあてられる試験の時間構成となっていたが、各科目が2時間以内で解ける分量ではなく、時間に比して、資料問題の難易度が高すぎた。

また、行政法や商法、民法等に関しては資料の与え方、及び資料の内容が実務的すぎて難しかった。とにかく内容の割に時間が足りなすぎである。

授業の課題や期末テストの方が難しい。もっと難しくしてくれないとケアレスミスで差がついてしまうのではないか。

求めている答案の姿が分からないので不安である。どのように解答すればよいのか、採点はどのようにするのかなどの情報を公開してほしい。

一見簡単そうでもひねりが入っていたりしたため、出題意図が読めない問題が多かった。何の力を聞きたいのか分からず戸惑った。特に憲、民、商、民訴など。事前に暗記すべき知識量をそれほど必要としない問題形式はよかったと思う。

難しくはないが、書くことが多いか、難しく書くことがないなどバラツキがあった。論点が少ないもの（民事2問）と多論点のもの（刑事系）などである。

一つ論点を外してしまうと全く点がつかない、つまり、即不合格というような問題だけはやめてほしい。一度しかない試験であることを分かってほしい。

ローの授業では扱われないような細かい問題が出題されてしまった。

< 公法系科目に関するもの >

質問が漠然としていて、何を答えるべきか、何を抽出すべきか分かりにくい。例えば、憲法の箇条書きはどこまで具体的に書けば良いのか分からない。

何を書けばよいのか判断に困る（特に憲法。違憲の疑いの強いものの選択を間違えたら、その後の論証はすべて零点になるのではないかが心配である。）。

行政法が問題内容及び参照条文の把握に時間がかかり、かつ、問われている内容も容易に否定されそうなもので、非常に困難であった。

行政法は何がポイントか分からない。論点が書けない。もっと基本書か判例や通説が生かせる問題にすべきである。

行政法の問題は趣旨としてはいい問題だろうが（実務的という意味で）、現状として行政法の実務が感覚的に分からない学生には難しい。

公法系の行政法は受験生のレベルをはるかに超える難問であった。

民事系の商法はイメージが湧かず非常に難しかった。

刑事系の刑訴第3問目はいまいちよく分からなかった。

行政法はロースクールで初めて学んだものなので、もっと基本的な問題にしてほしかった。

行政法は全く何が問われているのか分からない。

もっと具体的な質問の形式にしてほしい。ロースクールでは6から8コマしかやっていないのでその現実を分かってほしい。

< 民事系科目に関するもの >

民事系は、基本的なことを思考力を通じてきく良問であった。

民事系は、特に1問目については指示が漠然としすぎていると思う。特に要件事実や立証責任についてどこまで書くか分からず、これを個人の判断に任せるのではつらい。

民事系は、時間との関係でパターン分けの要求に答え切れなかった。民法で3パターンあったものを2つにしたり、商法で5人だったのを4人にしたりしてコントロールしていただきたい。

民事系の第3問は範囲が狭すぎるのではないか。

商法は新法が出るとのことであるが、余り細かいことを聞かれても準備に間に合わないと思う。

< 刑事系科目に関するもの >

刑法は共犯者に異なる犯罪が成立する点で難しかった。

刑事系は、刑法・刑訴法ともに、出題意図が分かりやすく良問である。公法系は、自由度が高くて、論証あてはめでないのでやりやすい。

< 選択科目に関するもの >

(倒産法)

各設問が、余り漠然としすぎて何を書いてよいか分からなかった(倒産法につき)。

倒産法は、裁判例について考察を求められ、やや難しいと感じた。

倒産法は、学習時間が短いのにあの問題はつらい。

倒産法1問目、行政法、民訴、刑訴は難しい。また、書かせる内容がどれくらい現行試験と異なるのか、難問だった。学校の授業だけでは書くことが難しい。

倒産法は、何を書くべきか求めていることが分からない。

倒産法については、余りに難しすぎると思う。勉強し始めてから1年足らずの者がほとんどだと思うが、サンプル問題も含めて、難易度は非常に高すぎると思う。

他の科目選択者の話を聞いても、ここまで難しいとの感を持っている者はみたことない。

科目としては非常に興味があるし、実務でも役立つ科目だとは思いますが、これでは他の科目に移ることも真剣に考えている。

倒産法1問目はいい問題だったと思う。行政法はいまだに何を論じていいか分からない。

他の選択科目に比べ問題文が長く、時間が非常にかかる上に倒産法については、非常に難しかった。これでは、他の選択科目との難易度と時間との関係で不公平感を否めない。

他の選択科目の人たちは、2時間強で終わっていたが、倒産法については、皆、3時間かかっていた。

倒産法は、適切だったが、経済法が難しすぎるという意見があった。平等になるように慎重に調整してほしい。

倒産法は、民事再生法についての問題は大問一つ丸々使わないでほしい。

選択科目で倒産法だけ、難易度が高かったなので、他の科目と同じようにしてほしい。

(租税法)

租税法は、基礎を聞いておりよかった。

公法系は「処分」についての問いが難しかった。

選択科目は租税法が簡単だったと聞いた。科目間で余り不平等があるのは問題だと思う。

(経済法)

経済法は、営業譲受けなど教科書では余り触れられていない分野からの出題であった。

また、OEMについて、学生は知らないで、実務的な事柄が出てくると学生は太刀打ちできない。これでは、社会人出身の人との公平が保たれないと思う。

倒産法は、適切だったが、経済法が難しすぎるという意見があった。平等になるように慎重に調整してほしい。

(知的財産法)

基本的な論点をベースにしつつ、その場で応用点を考えねばならず、難易度が上がるというものが多く、とても良い問題が多かったと思う(特に、知財法、民事系、刑事系(1問目))

知的財産法は、少し易しかったが選択科目でも妥当だったと思う。

知的財産法は、とてもでないが時間内に解ききれない。それほど問題数と論点が多かった。

出題者の狙いどおりかもしれないが、問題の所在をつかむのに時間がかかる。何が論点になるのか、把握するのが難しい。知的財産法は(特に特許法)は、参考にされたと思われるケースが想像しやすかった。

知的財産法の難易度は中でも適当だった。

知的財産法は、特許法、著作権法ともに、現行の弁理士試験と比較しても難しかった。

知的財産法は、広げようとするれば、とことん広がる上に、一般的な教科書にも出ていない論点が隠れていた。

知的財産法については、プレテストとしては妥当と思われるが、本番でもあのレベルならば、ほとんど差が付かないと思われる(あれでは試験をやる意味がない。)

公法と知的財産法は、何を書いたらいいのか、趣旨がつかめない。

(労働法)

労働法は、判例を知らなければ解けない。

刑事はとても良問と思う。実務的处理と法解釈能力をよく問えるからである。労働法も選択科目として素直な問題であったと思うので良い。

問題の趣旨が不明な場合がある(例えば、労働法、「考えられる法的構成を書け」という場合、構成だけを書けばいいのか、その構成による結論まで書かなければならないのか、分からない。)公法1問目の答え方もよく分からない。

労働法は、難しすぎる。

(環境法)

環境法の第2問目は、漠然としすぎているように思えた。

環境法は、出題意図が分かりにくかった(2問目)。そのため、行政法の論点を書けばよいのか、民法の論点を書けばよいのか分かりにくかった。

ロースクールでやってきたことが無駄だと感じた。特に環境法である。現行と比べて体力勝負以外に変わったことがあるのか疑問である。

環境法の第2問は、法科大学院の授業でやっていない。新しい分野なのに大学間格差が生じる。

特に環境法は、何を書くべきかよく分からなかった。

出題意図がよく分からない問題(環境法など)もあった。

環境法は、第2問で全く分からないところが出た。問い自体もあいまいだったため、全く答えられなかった。全般的に基本的ではない問題が出た感じがある。

(国際関係法(公法系))

知的財産法などは、典型的な論点だったと聞かすが、国際関係法(公法系)は余り典型的ではなかったと思う。

他の科目よりも、知らないときは、条文に当たってその場で考えて解くことができないので、もう少し典型的な問題でも良いのではないか。

憲法、行政法、国際関係法(公法系)が難しかった。

国際関係法(公法系)は範囲が広いので、基礎的な問題に絞って出題すべきだと感じた。

国際関係法(公法系)は、何を書いていいのかわからない。選択者を減らしたいのか。これを続けていけば、選択科目から外されるのではないか。

選択科目間での難易度の差が大きすぎる。不公平である。選択科目はすべて易しい問題にするか、なくすべきである。成績を気にすると他の選択科目を大学で履修できない。

問4 論文式答案用紙について

非常に書きやすかった。

書きやすかった。

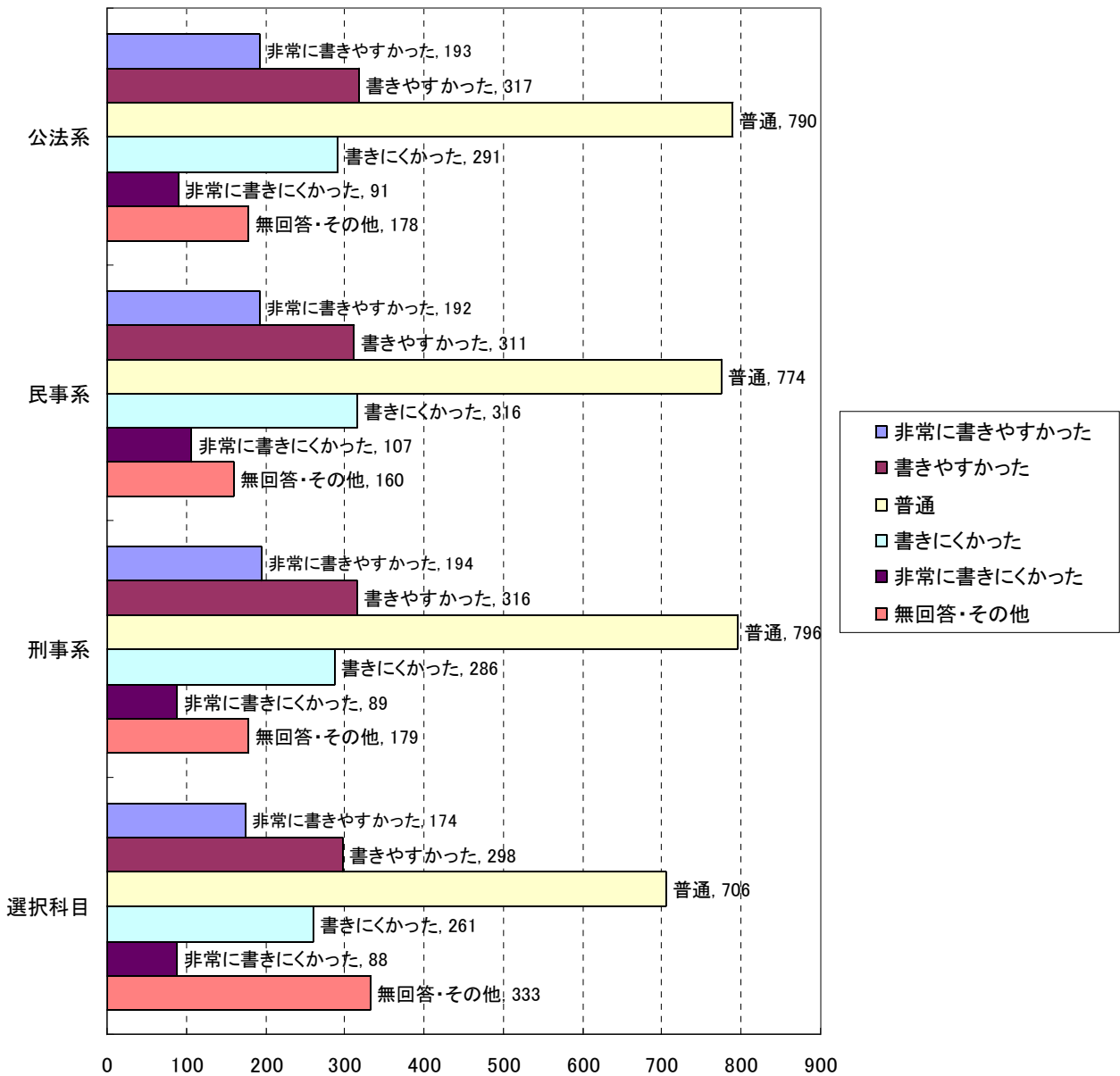
普通だった。

書きにくかった。

非常に書きにくかった。

その他 ()

4 答案用紙について



(主な問題点と理由など)

< 用紙の枚数に関するもの >

10枚も20枚も書けもしないのに、何であるのか。

選択の解答用紙が4枚なのは少ないと思った。

枚数、特に民事系20枚もあるのは意味のないプレッシャーとしか思えない。

20枚もつづる意味はあるのか。小一時間、問い詰めたい。

第1問で20枚の答案用紙が用意されていたと思うが、当局としてはどれくらいの正答の分量を予想しているのか。

一枚飛ばしたまま書く危険が多すぎる。それを無効とすることは勘弁していただきたい。

また、民事系は分量が多いので、ステーブルの留めが大丈夫か気になった。民事系は、問題形式にもよるが、問題が3分できるのであれば、3分冊にした方がよいのでは。そうしないと、20枚ある1問目の最初の問につまずいてしまい、その後の問題ができない危険がある。

民事系のページ数が異なれば、問題を取り違えて書いたときに困る。

配付される答案用紙の枚数の根拠が分からない。たくさん配られると、たくさん書かなければならないと思ってしまうことから、適切な枚数を配布してほしい。

枚数が多すぎるのではないか。あれだけの枚数を書くのは無理だし、書き損じた場合の予備の意図であれば、そのようにアナウンスしてほしいと思う。すべて使うつもりで書くのはプレッシャーが大きすぎるし、考えている時間がなくなる。

答案用紙の左上がステーブルで留められているので、枚数が増えれば増えるほど、左利きを書く際にステーブル留めの部分が邪魔になり非常に書きにくい。

厚すぎて折り曲げると左上のホチキス付近が書きにくい。配付量が多すぎるのではないか。

ホチキスで20枚の用紙を留めてあると、ホチキスの部分で折り曲げると書きにくく、かといって左手で、上の紙を持って書かなければならないのはしんどい。

解答用紙が分厚いため、ペンが沈んで書きにくかった。解答用紙の枚数はもっと減らしてよいと思う。ページ番号を分かりやすく記載してほしい。

「取り違えをしないように」とのことであるが、取り違えた場合も有効な場合を認めるのであれば、民事系の解答用紙の枚数は、同じにすべきではないか。取り違えたことによる不利益は、自ら負うべきという考えを採るのであれば、本試験前にその旨のアナウンスをしてほしい。

ステーブル止めはやめてほしい。書きにくい。大大問ではせめて大問ごとにページを分けてほしい。A4ではなく、A3の方が書きやすい。左利きの人にはステーブル止めはつらい。

民事系は12枚+6枚で十分だと思う。公法系・刑事系は5枚×2で十分だと思う。

民事の20枚は精神的にプレッシャーになった。多く書かないといけないのではないかと脅迫観念にかられた。

<用紙の様式(複数枚綴も含む。)に関するもの>

1枚1枚だと何を書いたか前のページに戻って確認しなければならないので大変だった。現行の司法試験の答案の方が書きやすい。

あと1枚に1～23という行の表示しかなくて、24～46とか表示してほしかった。

左利きの場合、枚数が多いと非常に書きにくい。そのため、民事系の答案作成は大変やりにくかった。

20枚とめてある部分がしっかり折れず、上の行が書きにくい。

20行にして、点線部分を広くするなど、加除修正をしやすいように欲しい。

一行が細い。ステープル留めがじゃまである。下書きが欲しい。

あれだけ、分量が多いとどうしても、書き直し修正とか生じるので、もう少し、行間が広いと修正がやりやすくてありがたい。

次のページに移るときに書き出し位置が分からなくなるので、薄く目盛りを入れてほしい。

ステープルを外してはいけない。汚してはいけない。折り曲げてはいけないなど、取扱いに気を遣った。欄は大きく、用紙はたくさんあったが、訂正用の破線部分をできるだけもう少し幅広くとってほしい。

ページ数を飛ばしてしまう危険性を防ぐために各行の番号はページごとではなく、全ページ通しで打ってほしい。

取り違えを防止するために、答案用紙の色をもっとはっきりと異なる色にしてほしい。

強いて言えば、左上のステープルを2本、又は太いものにしていただければ針が抜けにくくなってよいのではないかと思われた。

枚数が多いので、一箇所をとめる方法は使いにくい。問題集と同様に冊子の方がよいと思われる。

<問題の区別に関するもの>

取り違える危険性を下げるため、1問目と2問目の色をはっきり分けてほしい(青色と赤色とか)。

1問、2問それぞれ色が似ている(区別をつけるため、全く異なる色がよい)。

第1問と第2問の答案用紙の色を変えてほしい。両方とも赤系の色で区別しにくい。色盲の人が困る。

1問目と2問目の色が共にピンク系で似ており、やや紛らわしい。色を変えるならば、ピンクと「青や緑」にするなど、間違いようのないものにしてほしい。

色を青と赤のように区別してほしい。各ページに、問題、ページ数を明記してほしい。

第1問と第2問の答案用紙が赤とオレンジと似た色なのが気になった。一つは、青などにすれば、取り違える危険も減ると思う。あと、答案用紙に第 問 枚目との記載があるとよいと思う。

<ページ番号の表示に関するもの>

ページを飛ばしてしまうことを防止するため、ページ番号をもっと分かりやすく振るべきだと思う。

答案としてのページ番号と下の番号が不一致である点(番号は表紙を 1 として始まっている。)改善してほしい。

ページ数を大きく印刷してあれば、さらに書きやすくなると思った。

現行よりは書きやすい。書き間違いがないようにすべての用紙に第 問とページ数を書いてほしい。

用紙にページ数を分かりやすく付けてほしい。1 問目と 2 問目との色の違いをもっと明確にしてほしい。

解答用紙にページ番号を打つか、バーコードの最後の番号がページ番号であることを明記すべきである。

答案用紙を飛ばして書くことを防止するため、答案用紙の枚数のナンバーリングをもっとはっきりと表示すべきである。

また、行数は 1 冊で統一すべきである。答案用紙 1 枚ごとに 1 ~ 2 3 の番号は意味が不明である。

表面だけ書くのは良いと思う。ただ、バーコードの番号を表紙を 1 ではなく、0 にしてほしい。自分が何枚目を書いているのかが分かりにくい。1 問目と 2 問目の色が似ているので、間違いやすい。はり忘れを防止するため、バーコードシールは白ではなく、色付きにしてほしい。

< 解答の方法に関するもの >

これだけの枚数では 1 枚くらい重ねてめくったりして空白ページを作ってしまうかねない(途中で気づかずやってしまった。)。紙質はとても良い。

各用紙ははり付いてしまい、ページをうっかり飛ばす危険があった。小問ごとに一行空白を空けてもいいのか。明示してほしい。

もう少し一行あたりの幅を広げた方が訂正するときに便利だと思う。

構成用のメモ用紙を配付してほしい。後で書き足すことが多そうなので、小問ごとに用紙を変えられるようにしてほしい。

答案に空白を作ってよいのか知りたい。

例えば、小問 1 ~ 3 あった場合、先に小問 3 をやりたい場合もある。その場合、小問 1、小問 2 の分のスペースを空けて小問 3 を記入し、その後、小問 1、2 を記入すると、小問 1、2 の記載の下にある程度の空白が生じる場合がある。これが許されるかどうか知りたい。駄目だとすると、空白部分にバツテンを入れるのはどうか。

下書き用紙は絶対に必要である。民事系などは折り曲げにくくて不便である。答案構成をする場所がない。別に添付できないなら、設問で印刷を連続しないように設問ごとに白紙を入れてもらいたい。問題用紙を破るとバラバラになる。

空白を作っていないとすると、問題を 1 から順に解かなくてはいけないのか。

問題 1 が難しく、問題 2 が易しかった場合、空白を作っていないと問題 2 から解くようなやり方はできないということか。それとも、答案用紙のはじめから問題 2 問題 1 の順で書いてよいのか。

枠外記載が無効になるので、訂正等は困難であった。また、文字の一部が上の行にかかる場合も無効になるのか不明だったため、上の行に及ばないように苦労した。

現行試験の答案用紙の方がよかった。なぜなら枚数が重なるとペンの動きが鈍くなり、速く書けなかった。あの形式にしたければ、下敷きを許可すべきである。

あと、答案構成用紙が足りない。どこで構成すれば良いというのだろうかと思われるほどである。

前述の部分を見返すのがおっくうであった。あと、問題用紙の下書きページを工夫してほしい。切り取ると問題文がバラバラになる。

線で消した上の余白に文字を書いてよいものか、挿入記号を使った記載が許されるのか、小問が終わった時点で次ページへ飛ぶことが許されるのか等細かい記載方法がよく分からなかった。

実線からはみ出したらいけないということがよく分からない。例えば、2行面の訂正箇所を1行面の空欄に書いてはいけないのかどうか分からない。その辺りは明らかにするべきである。

長い答案を最初から飛ばすことなく詰めていく作業は難しいと感じた。小問ごとにページを変えることを認めてほしい。

民事系において、第1問の問2を先に解答して、問1を後回しにしたかったが、できなかった。問1、2で科目が実質的に異なるのだから、答案用紙を分けるか、どちらから解答してもよいという風にしてほしかった。

筆圧が高いと答案が次のページに裏写りするので、非常に書きにくい。下敷き、ないしは、それに準ずるものの使用を認めてほしい。

次に、第1問、第2問の色が同系色で取り違いやすい。1問を青色、2問をピンク色にするなどして、一見して取り違えないように工夫が欲しい。

現在のような形式による以上、1ページ抜かしは避けられないから、途中で1ページ抜かして記載した場合も有効な答案として認めてほしい。

修正ペン、修正テープの使用による修正は認められるのか。一行おきに記載し、その空いた行に加筆、訂正を行うことは認められるのか。全般に多く、特に民事は厚すぎて書きにくかった。

答案構成用の紙を配布してほしい。

誤って一枚飛ばして書いてしまった場合の対処方法を指示していただきたい。

ただ、非常に多くの分量を書く必要があるので、答案を構成する白紙が必要である。

続けて書くことになるので設問2を書いた後、設問1に書き加えることができない。

水性ボールペンを使って書いたが引っかかる感じがして滑らかに書けなかった。現行の用紙にしてほしい。

書きやすいが、めくる際に飛ばしてしまう可能性がある。下書き用の白紙部分があるといい。

<用紙の質・厚さに関するもの>

もう少しすべりやすい表面の紙にしてほしい。厚さはよかった。

紙が分厚くて多すぎる，(特に民法)。あるだけムダである。10枚上限で十分である。

万年筆が裏に染みたので，もう少し，染みない材質の紙にしていきたい。

色が良い。一枚目(表紙)が薄くて，あわてると次のページまで一緒にめくってしまう。答案用紙本体と同じくらいの厚さがいい。

現行と違ってよい紙を使っているから非常に書きやすかった。

現行司法試験の用紙よりもインクが出やすく書きやすかった。民事系の大大問の用紙が厚すぎてページをめくった時に上数行が書きにくかった。

裏に写らない紙なのが良かった。裏に写る紙になると持参するペンを変える必要があるため，紙質を変える場合には，事前に告知が欲しい。

多少，紙質が粗いのか，スラスラとボールペンが進む感じではなかった。そのため，字が汚くなった。紙に合うボールペンを探したいので，試験前に用紙の公布をお願いしたい。

紙の質が均一でないような気がする。万年筆を使用しているが，インクがにじんでしまうときとそうでないときがあり，途中でボールペンに変えることがあった。万年筆でも可とするならば，にじまないような紙にしてほしい。

<用紙のサイズ等に関するもの>

A3よりA4の方がコンパクトで使いやすかった。

A3サイズで見開きが良い。何度も以前の文章を見るため，めくり返しが大変だった。

A4，1枚だと番号を振るときや規範の適用を見直すときにかなり戻らないと行けないので，無駄な時間がかかる。

答案用紙はレポート用紙と同じサイズで書きやすかった。

サイズ的には適当である。

A3だと体の正面に置いて書けないが，A4サイズだと体の正面に置いて良好である。ただ，枚数が全般的に多い。下書き用紙を設けてほしい。

サイズ，行，色ともに良い。

<選択科目に関するもの>

(倒産法)

答案用紙が，倒産法第1問で足りなくなりそうだった。

(経済法)

経済法については，問題に比して，4枚の答案用紙は少なすぎるので，非常に書きにくかった。

(知的財産法)

選択科目(知財)の解答用紙が足りない。5～6枚にすべきである。

選択科目（知財）については、答案用紙をぎりぎり一杯使ってしまったので、2枚ほど多く頂きたい。

（労働法）

労働法の配布枚数を多くしてほしい。

労働法は、枚数が足りない。

（環境法）

環境法は、配付された解答用紙の枚数が4枚と少なかった。3時間なので、その倍くらいあった方がよい。

環境法的时候は、答案用紙を初めてみるということもあってか、書くときにとまどった。実際、1ページ飛ばして書いてしまった。現行試験のようにA3表裏+ホッチキスの方がいい。

第3 自由意見記載

<全般にわたる意見など>

連続4日間とすることは、卒業後の就職を事実上不可能とするものであり、合格率が低くなること前提とされている現状においては、卒業後、働きながら受験することが可能となるよう、土日2日間とし、2回に分割すべきである。

長時間、同じ場所に拘束されるので、一人、一人のスペースを十分に確保してほしい。前後左右を空けてほしい。長時間であるため、水分補給は不可欠である。そのため、周囲の人のドリンクがかかるのは非常に困る。トイレに行くときに、他の人も移動しなければならないのも困る。長時間の試験であるため、快適に受験できるようにしてほしい。

出題者から解答例を示してほしい。受験生が勉強の方向性を間違えないために不可欠なものと考ええる。

公式の模範答案を公表していただきたい。受験生としては、当局がどのレベルまで要求しているのかが分からないので、答案を作成しづらい面がある。指針を公表してもらいたい。

全体的に問題に対して時間が足りないと思う。また、公法系と選択科目を同一期日に行うのではなく分けた方がよいと思う。5日間にするべきではないか。

また、短答科目について細かい知識を問いつぎていると感じた。

受験前は過酷な日程と思っていたが、実際にやってみると、できないものではなかった。今後の勉強方針は今回のプレテストの傾向を踏まえた対策となるので、実際の試験で変わらないようにしてほしい。もし、変更点があれば、法務省のHPなどで通知してほしい。

なお、新試験の合格者数が確定していないことが全受験生の気掛かりとなっている。ロースクール制度の理念に賛同した私たちが不利なことにならないよう十分に考慮していただきたい。

冬にもう一度プレテストを実施してほしい。本番と同形式の試験は大変勉強になった。

また、ロースクール生は、今年の秋から来年の春にかけて飛躍的に力が伸びると思うので、長年勉強している現行の受験生とは違うと思う。今回の試験では大して実力判定に役に立たないと思う。

4日間連続のテスト、また、長時間の論文テストはひどすぎると思う。特に民事系の6時間というのは健康を害し、適切とは思えない。これでは能力ではなく体力により差のつく試験になってしまうのではないか。特に女性の場合、生理日に当たってしまうと食事もせずに6時間というはつらすぎる。私は今回、足がむくんできてつらかったので、5時間たったところで退室した。

もっと短時間のテストでも能力を測ることができると思う。試験時間を短縮してほしい。どうしても無理なら途中で1日でも休みを入れてほしい。

プレテスト自体のやり方として論文採点もされず返還もされないということで今一つモチベーションがなかった。コストがかかるというならお金を取ってくれてもかまわないので、せめて答案のコピーの返却ぐらいしてほしい。

全体のレベルを測ったり、サンプルをとるにしても、この形式では余り有意なデータを取れないのではないかと思った。

楽しく受験することができた。問題は全体的に予想していたより、易しく感じた。基本的な勉強の成果が問われるような試験が良いと思う。

短答を単なる「足切り」に使うのではなく、論文と総合評価してほしいと思う。

民事系（3日目）の時間を昼食との関係で、後ろにせめて30分から1時間ぐらいずらしてほしい。長時間で目が乾くし、手に汗もかくので、目薬とハンカチの持ち込みを明示的に認めてほしい。長時間座って腰が痛いので、座布団の持ち込みも明示的に認めてほしい。本番の時も広い机を一人一人確保してほしい。

短答式については、現行司法試験を踏まえて、基本的な知識について複雑すぎない形式で聞くということだったと思うが、今回のプレテストでは問われる知識が相当細かく（特に民事）、刑法の問題形式も結構複雑であった。

論文式については、連日の長時間の試験時間はやはりつらい。民事系などは分割可能ではないか。

非常に体力的に厳しいので、途中、具合が悪くなった時に横になれる場所が教室のすぐ側にあると良いと思う。飲み物が持ち込めるのはとても有り難いが、あめやチョコレート程度も持ち込めるようにしてほしい。

民事法の論文6時間は非常につらいので、2時間と4時間に分けても良いのではないかと思う。論文は余り融合されていなかったと思う。

択一の方で脱字があったりしたので、本番ではこうしたミスのないように十分注意してほしい。

全日程については、長時間のテストである以上、飲み物だけでなくアメやチョコレートなど一口で食べられるような物の持ち込みを許可していただきたい。

各日程について、民事・刑事系のテストの開始時間が中途半端過ぎる。午後からの試験にしていいただきたい。各科目の間の休憩時間が短い。

1. 短答刑事系の刑法の出題形式をもっと考えてほしい。（事務処理を減らして知識を問うなど）
2. 論文民事系の試験時間6時間は長すぎる。4時間と2時間に分けるとか、5時間にするとかしてほしい。6時間にすると飲食を認めてほしい。（軽食）
3. 4日間という長丁場になるので、試験環境（クーラーの設定温度、防音、トイレ等に行きやすいよう長机の両端のみ使い、長机に3人以上は座らないようにするなど）
4. 事前に試験用法文の中身について分かるようにしてほしい。
5. ともあれ、プレテストという場で提供していただいて感謝している。今日が本番ではなくてよかったと安どしている。

水が飲めるのは良い。しかし、良い点はこれだけである。択一では死にそうになった。ものすごく頭が疲れる。死者が出たらどうするのか。

論文式について、サンプル問題よりもボリュームが減ったのはよかった。しかし、「じっくり考える」時間はまるでなかった。「事務処理能力の速さ」が問われているようなもので、択一との違いが問えるのか疑問である。更に絞り込んで、「じっくり考えさせる」問題にすべきだと思う。

特に民事系科目では、試験中に、あめやガム程度のものを食べることは認めてほしい。それくらい認めて何の害があるのか。エネルギー不足で頭がぼーっとして、かえって悪影響であった。6時間の間には、アメなどによるリフレッシュが必要なのは当たり前だと思う。

論文式については、思考力を問っているものが多くあり、プロセス重視のロースクールの教育が反映されていると感じた。ただ、やはり時間内に十分考えて解答し得るだけ適切な問題数を検討していただきたい。また、短答式については、現行の問題形式から脱却していただきたい。

基本的な法律知識の有無を確認するためのものであれば、もっと適切な出題形式があるように思われる。例えば、すべて×形式でもよいのではないか。

時間の長さは想像していたほど苦痛ではなく、むしろ足りないと感じた。構成のための用紙を別に配るか、問題用紙にはめ込むなどしてほしい（毎回、余白ページを切り取って使うことになったため）。

ペットボトル飲料は可とされたが、ゼリー飲料など食事にかわるものを取る者がいて、公平感に欠ける気がした。しかし、飲料持ち込みは受験生にとって大いに助かるものであるので、そのまま採用してほしい。食事のタイミングが難しいため、論文式試験の民事系の試験開始時刻を遅らせてほしい。

民事系科目の10枚、20枚などは、本当にすべて書いていたら絶対に時間が足りない。かといって、半分くらいの分量しか書くことを要求していないのなら、初めから枚数を減らしてほしい。

是非、自己の法科大学院で受験させてほしい。4日間と長い時間なので、環境が大切と思う。そこで、自己の法科大学院で受けられるか否か、環境に対する慣れが違うので差が出ると思われる。それは、不平等であると思われる。

アンケートの様式が書きにくい、マークシートにすべきだと思う。

2日目の最後辺りは、集中力が切れてしまった。択一の後の7時間の論文式試験は受験生的には少し厳しいと思われる。

バーコードシールについては、万が一他の人と入れ替わっては大変なので、台紙に受験生の氏名を入れてほしい。持込品は、長時間なので目薬の持込を認めてほしい。

時間のアナウンスは、各科目時間が異なるので、間違えそうである。「あと5分です」のアナウンス以外に「あと1時間です」のアナウンスもしていただきたい。

会場については、教室が広いと黒板にどんな大きな字を書いても試験中はよく見えない。入場時にしか見られないという前提で運営してほしい。

6時間は飲料だけでは足りない。後半は苦行のようである。お菓子などの持込を検討すべきだと思う。カロリーの切れた脳では、一切検討できない。長時間、存分に会場が快適であることが必要と思われる。

答案用紙も2種類あり、資料や六法を参照する必要もあるので、試験会場の机は左右にスペースが必要だと感じた。

また、かなりの長時間に及ぶので机の縦の幅や前の受験生との間も広くとれるような環境のよい受験会場を確保していただきたい。

短答式試験の筆記具を「鉛筆」とするのは、シャープペンシルでもよい旨を明示してほしい。シャープペンシルを禁止しないでほしい(鉛筆では使いづらいから)。

弁当が必要なので、試験場で調達できるようにしてほしい。

とにかく疲れる試験である。現行とは一線を画し、論点しか勉強していないような人は落ちる。横断的な知識が必要である。判例の重要性が増した。

選択科目は難易度に差がある印象である。解釈よりも事例の処理。より即戦力を求めている印象がした。憲法は自由度が高い。

体力的に厳しい点が多かった。軽食を食べることを許可してほしい。トイレの場所を考慮した会場を選んでほしい(女子だけ遠いのは不公平である。)

空調の個人体感の調整への配慮が欲しい。

過去の骨折により、連日大量の答案を書くことに相当の苦痛が伴う。何らかの対策を講じてほしい(タイプライター(ワープロ)の使用など)。

このアンケートの結果と回答を公表してほしい。実際の試験の合格発表日を決定してほしい。

短答式の民事系・公法系については、これでよいと思うが、刑事系については、複雑で時間のかかるものが多く、現行と変わらない気がした。

持込物品については、長時間座席に座っているので、本番ではクッション付きのいすがある場所を選ぶか、若しくは座布団等の持ち込みを可能とするかにしてほしい。民事系の論文問題終了後、おしりが痛くなった。時間設定については、特に民事系の論文の6時間は長く感じた。法的思考力を問う試験なのに何故か体力試験も合わさっている気がした。

机が狭い。大規模な試験で見られる机といすが横につながっている形態の教室はやめてほしい。論文試験は記述すべき分量が多すぎる。択一問題の難易度が高すぎる。この難易度で足切りがあるのはどうかと思う。論文試験の答案も添削して返却すべきだと思う。日を追うごとに疲労が蓄積するので、試験開始時刻をもっと遅めにずらしてほしい。

京都でも本試験を開催してほしい。地元で受けられない不利益は想像以上に大きい(ホテル宿泊などでは疲れはとれないと思う)。少なくともロースクールが設置されている都道府県では試験場を確保すべきだと思う。

試験会場が遠いと朝9時集合は厳しい。終了時刻が遅くなってもよいので、開始時刻を遅らせてほしい。11時集合だと、試験会場が遠いと昼ご飯を食べる時間がないので、民事系を6時間受けるのは厳しい。

一列に3人以上座ると真ん中に座った人が席を立つたびに、両側のいずれかが席を立たねばならないので、長時間に及び試験では、頻繁に真ん中の人が席を立つようだと集中力が途切れるので、座席は真ん中に人が入らないようにしてほしい。

メモ用紙が欲しい。問題用紙の裏書きだけでは足りないし、切り離すと問題文の1ページが外れてしまし使いにくい。

条文について、現行では例えば、刑法の問題であれば、「199条」とのみ書けばよかったが、新試験では「刑法199条」と書かないと刑訴法と間違えてしまうおそれがある。「刑訴法」も「刑事訴訟法」と書かなければいけないのか「刑訴法」と書けば良いのか分からない。「刑訴法と略してよい」と問題文に明記してほしい。

選択科目以外の論文式試験で表紙の冊子のページ数を明記してほしい。落丁があるのかどうかを確かめられなくなってしまう。

ペットボトルだけでなく軽食の持ち込みも認めてほしい。

3日目、4日目について、昼食時間を試験時間にするのはやめてほしい。

4日間連続で長時間の試験を受けるのは、非常に疲れるので、もっとゆとりを持った日程にできないか。

受験生がトイレに行く際に平等の取扱いになるように、一つの机につき、二人(両端)のみ座るようにし、3人、4人が座る配置にはしないでほしい。長時間にわたるため、必ず、トイレに行くことになるが、3人掛けの真ん中席だったため、トイレに行くのに大変気を使った。

アメ、ガム等の食べ物の補給を認めてほしい。

各科目の日程の間に休養日を入れてほしい。腕や首が痛み、最終日には筆記が困難になった。

試験問題のサンプル案をもう一度ぐらい提示してほしい。

また、今回のテストと問題形式を大幅に変えるなら事前に告知してほしい。

採点の基準をもっと明確にしてもらいたい。問題文でもう少し具体的に何について論ずるべきなのか、その範囲について、明確にってもらいたい。

会場の場所を決めて早く発表してほしい。

休み時間は、5分でいいので、1問ずつにした方がよい。答案も取り違えないし、それぞれの問題について、文字もきれいに書け、採点者の方にもやさしいと思う。

座席を前後も一列空けてほしい。以前、現行試験で前に香水のすごく強いにおいを発する人がいて、気持ちが悪くなり、集中が全くできなかったことがある。席も変えてもらえず、これがもしも、4日間続くことになった場合、そんなことが理由で一生を棒に振りたくない。

また、恐らく、4日間1日もおふるに入らずに来る人もいると思う。においは本当に死活問題な

ので、前後一列は必ず空けるようにしてもらいたい。友人にも余りにも体臭の強さに気持ち悪く、択一落ちした人もいる。貧乏ゆすり等のいざこざもなくなるし、カンニング等のおそれもなくなるので良いと思う。もし、かなわないのならば、席の変更を認めてほしい。試験案内に香水をやめること、ふろに入ってくることを明記してほしい。本当にそういうマナーを分かっていない人がいる。

バーコードシールちょう付欄には、バーコードの絵を描くのではなく、「バーコードをはる」といった文字を書くべきである。はり忘れに気づきにくい。

いつまで入室すれば、受験できるのかをはっきりさせてほしい。

短答について、「正しいものに1、誤っているものに2」の問題を完答しないと表記の得点がないとするとかなり酷である。その形式であるなら、恐らく、すべて捨て問にする。なぜ、普通の組み合わせ問題では駄目なのか。

論文について、民事系と刑事系の開始時刻を13:00くらいにしてほしい。昼食が取れず、非人間的である。13:00開始は、19:00終了など、少しずらせば、大分ましになる。

机の広さが、全試験会場で同じになるようにしてほしい。

毎日、連続で試験をしないでほしい。22時間30分は手が壊れそうである。融合していないなら、科目ごとの時間を細分化してほしい。民法、商法、民訴など、はっきり分かれているのに、連続でやる意味が分からない。

「司法試験法文」をやめて、市販六法にしてほしい。

代わる代わる常にだれかがトイレにいつているような状態であったので、監督員の人数を適切に確保してほしい。

試験時間が大変長いので、長い時間座っていても大丈夫な机、いすの教室を絶対確保してほしい。背もたれのないベンチのいすで受けさせるとかあり得ないと思った。

途中で中1日くらい休みが欲しい。あえて1日試験のような法文集を独自に作成しないでもよい。市販の法令集を配って、適宜、補充分を配った方が使いやすいのではないかな。

6時間通して受験するのは、相当疲れた。体力勝負ではないようにしてほしい。ただ、予備校は模試や答練の実施が不可能であるので、予備校が再び中心的役割を果たすことはないようにも思った。短答と論文を一週間の間だけでも間を空けてほしいと思った。

短答で足りりされた者は、次の年へのスタートを早めに切るためにも発表してほしいと思う。

能力以前に体力、気力の試験となっている。時間に余裕があれば、100km/hぐらいで走ることと許されるかもしれないが、6時間で、高速道路を180km/hで走れというのと同じである。

あと、喫煙の自由は重要な人権なので認めてほしい。

サンプル問題と余りに異なるので、何のためのサンプル問題だったのかと思う。択一は細かい知識の暗記、スピード重視の処理が必要であり、ロースクールの勉強では歯が立たない。予備校に通えということなのか。

論文の公法は、箇条書きで書け、条例の他などの聞き方がよく分からない。何らかのアナウンスメントをお願いする。論文の民訴は、参加の利益について特定の説に立たないと事例の処理ができないと思う。反対説を批判せよなら分かるが、反対説を採用することを強制されるのはどうかと思う。

とにかく、第1回の受験生は、情報が足りなさすぎる。プレテストを通した客観的データや論評など詳細に公表することを望む。本試験も今回のプレテストと同じ傾向なら、今後の勉強の方針も今までより、少し変わらと思った。

法務省が現時点で新司法試験をどのようなものにしようとしているのか構想を知ることができたのが、良かった。

各科目の到達点は、おおよそ分かったが、短答についてはトレーニングを積まないと思われ、解けないと思われるので、予備校に通うものが多数出ると思う。短答については、誤ったメッセージを与えてしまったと思う。

アンケートはすべきではなかった。プレテストを基準に我々は受験する。アンケートの結果が反映されて、本試験がブレと変わるなら、プレテストの意味はない。いわば留保をつけたようなもので、これはおかしい。

答案構成用の白紙を用意してほしい。PCによる答案作成するシステムを検討してほしい。多くの答案を例として公表してほしい。採点基準を答案例とともに示してほしい。

こんな過酷な試験、最後まで受けてだけで全員合格に値すると思う。司法試験委員会の方々も同じ状況で、つまり2年間ロースクールでハードな予習復習、膨大な数のレポートに追われながら、単位を取得しエクスターン等にも参加して、新司法試験を受験してみしてほしい。きっと気が変になるか、自殺したくなるはずである。

ロースクールに入学を考えている人たちには、リスクが高いのでやめた方がいいと助言しようと思う。結局は、現行試験の予備校チックな勉強に回帰しなければ、合格は難しいと思った。

目薬持ち込みを許可してほしい。読みやすく論文を書くために定規が必要である。

端をきちんとそろえて書くために定規で薄くシャープペンシルで線を書いておきたい。(後で消しゴムで消す。)

設問が2問に分かれているのに6時間、4時間などあえて休憩時間を設けずに長時間試験を行う趣旨が分からない。民事3時間ずつ、刑事2時間ずつの時間配分で足りる。

論文の模範解答、出題趣旨を明示してほしい。

水分の持ち込みを可としてくれた点は、受験生の健康に配慮してくれてありがたかった。

本番でも机の両側の座席は空席にしてほしい。(一人おきにという意味ではない。各人とも両座席が空席になるようにしてほしい。)

民事系の6時間連続というのは余りにも長すぎる感じがした。

4日連続のテストというのも厳しかった。間に1日くらい休みが欲しいと思った。

日程と試験時間は再検討をお願いしたい。当局の方も一度試験を体験されると、どれだけ大変な作業かが分かると思う。腕がマヒして脳が液状化するような感覚は実際に体験されなければ分からないと思う。また水分だけでなく、糖分補給も認めてほしい。

短答式試験については、全体的に設問数が多いように感じられた。内容的には標準程度だと思われるので、基礎知識を用いて、要領よく解答することが求められているという印象を受けた。したがって、内容に照らすと設問数が格別に多い。

論文式試験については、選択科目とその他の科目とで全く傾向が異なっていたが、それ自体は構わないと思う。各々内容について、一言すると前者は極めてオーソドックスな問題であるという印象を受けた。

後者については、今まで触れたことのないような出題の連続で、難しいのかどうかさえ分からないというのが正直な感想だった。ただ、問題文自体は読むのに面白い内容だったし、そこから、解答に必要な情報をくみ取り整理する中でいろいろと考える必要があって、その思考過程が楽しいといえれば楽しかった。

最後に今回のプレテストに関して種々雑多な批判が寄せられると思うが、それにめげることなく来年の本試験でも、良質の問題を提供されることを願っている。

封かんシールを破る際に、表紙も破れてしまうので、他の方法がよいのではないかと思う。

ロースクールでは、民事系で要件事実論をすべての受験生が勉強しているのに、それを直接には問う問題が少なすぎると思う。

刑事系の択一試験について、旧択一試験の昭和30年代のような問題を出すのはロースクールの理念にそぐわないと思う。

倒産法が他の選択科目との均衡の点からみて難しすぎると思う。もっと基礎的なものにしてほしい。

問題用紙の封かんであるが、中央部の青シールのみでは、中が見えてしまうと思う。現行試験のように表紙でふたをしてミシン目を入れる処置をしてほしい。

カロリーメイトのような答案を汚したり、音が出てしまったりするおそれのない食べ物の摂取を認めてほしい。

土、日、翌週の土、日の開催にするなどして、出身ロースクールで受験できるようにしてほしい。

余りに苛酷である。長時間であるのはまだ良いとして、問題は難問だし、長時間であるのに時間は足りないし、余りといえばあまりな問題だった。恐らく若手検察官にモニターさせていないのだろう。単に難易度を上げれば実力が図れるというものではないのではないか。短答式も難しい。

飲み物について、水だけではなくジュースはどうか。ゼリータイプ、ヨーグルトタイプはどうか。コーヒーはどうか。

長時間、座り続けなければならない以上、いすについての配慮は必要である。でなければ、座布団の持ち込みを認めてほしい。

昼食、休憩場所の確保を求む。旧司法試験のように、休み中は教室から追い出された受験生であふれかえる廊下、何てことがないように望む。

試験が公正に行われるようにしてほしい。各ロースクールで問題が漏れていることがうわさされているので、公正さの確保を願いたい。今でも公表されていない情報が他校から漏れてくることがあるので、とても心配である。

プレテストとそれ以前に示されたサンプル問題を比べると短答式の刑事系、公法系は、大きく形式が異なっているように感じられた。初めて行われる試験とはいえ、手がかかりとなる問題形式をこころろ変えられては不意打ちになりかねないので、ある程度、統一性をもたせてほしい。

時間が長時間なので、体力的に非常に疲れた。特に民事については、6時間であり、途中で何度もトイレに行きたくなったり、お腹が減ったりしてあまり集中できなかった。

私は、今年、早稲田大学で現行司法試験を受けたのだが、早稲田の大教室は、基本的にいすと机がつながっていて、真ん中に座ったときには、両端の人が一度、立たなければ、トイレに行くことはできない。現行試験は、2時間の試験なので、トイレに行くことはないと思うが、新司法試験は、特に民事系などでは、6時間であり、トイレに立つ際に、いちいち、両端の人が席を立たなければならないので、煩わしい限りだと思う。真ん中に座らずに、両端の席だけを利用できるように配慮してほしい。

とにかく、今回のプレテストの形式で本試験も実施するのか、それとも変えていくのかは、事前に公表してほしいと思う。

プレテストの講評を発表することだが、抽象的な講評ではなく、できれば、より、具体的な採点方法なども開示してほしい。(問題、科目ごとに)。

いすが木製だと長時間座るのがつらい。座布団の持ち込みを認めてほしい。

1日に複数科目があると負担が大きすぎるので、少なくとも論文は、1日1科目にしてほしい。

胃腸が悪いので、一度に多くの量を食べることができず、長時間の試験では、空腹になると痛みが走る。チョコや軽い食べ物の摂取を認めてもらえないか。死活問題である。

本試験時には、学生間の幅を1メートルでは足りないので、広くとってほしい。

机上に出してよいものに目薬も入れてほしい。2日目、3日目は長時間で本当にエコノミー症候群になりそうであるので、日程、時間の見直しも必要ではないか。

特に民事系では、キャンディーやチョコレート程度は、多少許してほしい。

当日の試験会場は、交通の便やコンビニなどの配慮もお願いしたい。

< 短答式試験に関するもの >

短答刑事系は、意味を見つめ直してほしい。パズルをやりたいのであれば、別途パズルテストをやるべきである。

論文に関しては、「弁護士として答える」という方式は答えに困る。弁護士として自分の意見を曲げるのか、判例に沿うべきか、学説を無視すべきか、上告趣意のように無謀な主張もすべきかなどが分かりにくい。

論述試験に関しては適当であると思った。択一試験に関しては、少なくとも単に知識を有している者が否かを判断するための試験とは思えない。テクニックや詰め込みで結局、点が取れるかが決まることになってしまうのではないか。

さらに「足切り」を設けるならば、実質的に択一をクリアした者がほとんど合格するという結果になることは避けるべきである。配点の方式をもっと考えるべきである。

試験時間を長くして形式的に過酷にしておくだけの試験はやめてほしい。問題の1題は、各部門の専門の人がそれだけで作るのだから、一人の者がすべてについて高いものをもつことを要求するのはどうかと思う。

短答については、初めからすべてできないことを想定しているのだろうか。それでも1点でも取りたい受験生に不可能を強いるような出題はやめてほしい。問題作成者は実際に時間内に解いてみたのだろうか。

新司法試験の択一として期待したものの特に刑事系ではがっかりした。現行と変わらない出題形式で受験者を悩ます事務処理能力を試すことが多かった。

択一は落とす試験ではなく、基本的判例、条文の確認にとどめるべきではないか。

新司法試験が目指すもの、ロースクール生に求められているものは伝わってきた。試験の傾向自体は賛成できるものである。

しかし、形式、時間、難易度など一部不可能を強いるものであると言わざるを得ない。(期待にこたえる努力はするが)これではほとんどの人間ができずに足切りになる可能性がある。

短答試験は何を求めているのか、その目的を明示してほしい。仮に知識を問うのが目的であれば、あのような問題文をまともに読ませない極端に多い分量は改めるべきである(あるいは時間を改めるべきである)。作問者は受験者と同条件(時間内)で問題を解いたことがあるのかと問いたい。

仮に知識を問うだけが目的でなく事務処理能力をも求めているのなら、そうである旨を公に明示してほしい。

問題文をまともに読まず、粗くてもひとまず問題を解ききる力を求めているなら、そのように解くので、受験者の方向付けのためにとにかく目的を明示してほしい。

< 論文式試験に関するもの >

答案構成用紙を必ずつけていただきたい。実施する側は、「これだけ試験時間が長ければ十分な

論述ができるだろう」と思っているかもしれないが、受験する側の実感としては、「問題が長くなる割には時間が短い」ので、相当レベルの当局の方に時間内で解いてみてほしい。どのような答案を当局が希望しているかモデル例を示してほしい。

論文試験すべてを通して感じたのは、配られている答案用紙がなぜあんなに多いのかが疑問だった（特に民事系）。答案用紙の7割程度書くものだと理解していたが、とてもあの量では書ききれない。何割程度をめどに書くことを求めているのが明らかにしてほしい。

また、民事系は、6時間続けての試験だがその必要性はあり得ないのではないか。午前と午後に分けてほしい。6時間も何も食べずに座り続けるだけでも大変苦痛である。

また、何か食べ物を食べることを許可してほしい。ふた付きゼリー飲料は駄目なのか。

民事系についてプレテスト及び模擬問題をみて、6時間継続して実施する必要性が分からない。

配点100の問題について、午前中2時間、昼休み1時間を挟んで、午後配点200の問題を4時間で解答する形式でも特に問題はないように感じた。

また、科目横断的な融合問題を目指す必要もないのではないだろうか。各科目別の試験でも十分に実力は測れるし、分かりやすいと思う。

採点基準が全く分からない。書きたいと思っていることA、Bがあり、そのうちAは加点事由、Bが減点事由であったとして、Aを選択してBを選択しないようにするための情報が少なく、もしAを書けたのであれば書けたのに、Bを書いたせいでAを理解していないと評価されて減点されたのでは、同じようにAもBも書ける受験生の合否が実力ではなく運で決まってしまうから、A、B両方を書くという安全策に出ると時間が足りなくなってしまう、かといって、A、B両方を書かないわけにもいかないのが困ってしまい、結局、何も分からなくて勉強のしようがなく困る。

行政法のような法令を出すなら、見開き1ページに収まるようにしてほしい。前後に行き来するのは時間がかかる。商法・民訴法の一つの論点だけを聞くような問題はやめてほしい。

対象法の範囲が広すぎるがいちいち正式名称を書いて（以下「略称」する。）と書かねばならないのか。商法特例法とかである。

すべての科目について、一つの問題で複数の法令の適用が要求されることが現行試験より多くなった。そこで、法令名の略記ができるようにあらかじめ、統一したルールを作ってほしい。

民事系論文について、6時間通して解かせる必要がないのではと思った。大々問4時間、大問2時間で休憩があった方がよい。

短答式問題について、通常の学習で対応できない細かい知識が多いと感じた。結局試験対策のテクニックに走らざるを得ない。

選択科目を受験時に（問題を見てから）選べるようにしてほしい。時間が長すぎる。特に民事系は6時間も座り続けるので、問題を分けて途中休憩ができるようにしてほしい。

論文式試験では、答案構成の用紙を支給してほしい。問題文が現行と違い、完全な冊子なので、ページを引きちぎったりするのは困難である。また、表紙が取れてしまうと名前を書く意味がない。

チョコレート程度の食事は認めてもらわないと、この日程は無事に乗り切るのは不可能である。

開始時刻を遅らせるのは、遅刻の予防としても効果がある。択一と論文を続けてやる意味はどれほどあるのか。択一の正解は、せめて論文の終了直後には発表してほしい。

一番の要望は、論文式において答案構成用の紙を配布してほしいという点である。問題用紙を破いて使用する人が多く、その音がうるさいのと、やはり問題が長いので、余白に書くといちいちめくる手間がかかるからである。切にお願いしたい。

また、今回のプレテストの「採点基準」を是非公開してほしい。我々は何を要求されているのかを是非教えていただきたいからである。「正解」を求めているわけではない。今後、どういう勉強をすべきかの「指針」を求めているのである。こちらも切にお願いしたい。

民事系では、第1問目について、民法と商法の先生のうち、いずれが採点するのか。最初の問題で、民法と商法を両方書いていいかどうか迷った。融合問題は出るのだろうか。

<特に選択科目に関するもの>

(倒産法)

選択科目間の難易の差が露骨すぎる。倒産法は難しかった。

税法は、問題意識がつかみやすく簡単だった。本番で相当評価がなされるにしても、選択科目が重いと他の必須科目の勉強時間が減るので不利益が生じる。

論文式は、倒産法が他の科目と比較して難しいのではないかと。

民訴法や倒産法でみられたようにヒントとなる見解や判例を添付していただくと焦点が絞れるかもしれない。

倒産法、行政法は1年足らずでの勉強になるので全体的に難易度を上げてほしい。小問に分けて論点等の出題趣旨が分かる程度の形式にしてほしい。

選択科目の倒産法は、第2問の民事再生法の問題は良い問題だと思った。しかし、第1問の破産の問題は、なぜ、文章問題に付加するように見解の当否を聞く問題を混在させていたのか、その趣旨が読めない。

選択科目、倒産法の第1問はかなり難しいと思った。選択科目の答案用紙はもう少し多めに配った方がいい。

余りに長時間の試験のため、体力を消耗し、体調をくずし、4日目には落ち着いて考えることができなくなっていた。選択科目では特に、倒産法の難易度が高く感じた。調整を希望する。

倒産法は考えさせる問題と手続の問題が良いバランスで出題されており非常に良かった。

倒産法については、もう少し易しい出題をお願いしたい。実務で非常に必要だったのに、このままでは確実に倒産法選択者は、今度、激減すると思う。

(租税法)

選択科目間のレベルを調整すべきである。結局、偏差値化するとしても、平均解答時間が大きく異なるとすると、4日という長丁場の中、不公平となることは目に見えている。(例：租税法は皆で、知的財産法は一人ほど早く終わっていた。)

選択科目は特に問題がある。難易度の差がありすぎて、不公平である。

特に租税法の易しさが極立っている。ロースクールでしっかり学習した科目を選択して受験したのに、これでは、皆、租税法選択になってしまう。

(経済法)

経済法のOEMなど実務的なことを聞くことは、知っている人と知らない人で不公平が生じるので、出題はしないでほしい。

公正取引委員会は、一つの行為につき、複数の不公正な取引方法を列挙して摘発することが多い。本文でも、11ページの排他条件付取引のみを検討すべきなのか、他の12ページ、13ページの私的独占も検討すべきなのかかなり迷った。

経済法選択であるが、例えば、肢切り、要件が厳しくなるなど受験人数の相違によって不公平な結果となるのは避けてほしい。

客観的には平均以上できていても、人数が少ないゆえに相対的評価で肢切りにするのはやめてほしい。選択科目間の点数調整などしてほしい。

(知的財産法)

選択科目間のレベルを調整すべきである。結局、偏差値化するとしても平均解答時間が、大きく異なるとすると、4日という長丁場の中、不公平となることは目に見えている。(例：租税法は皆で、知的財産法は一人ほど早く終わっていた。)

知的財産法の著作権法の出題範囲を明確にしてほしい。

知的財産法については、サンプル問題と比較して格段に難しかったように思う。

知的財産法は、とても良い問題だと思う。

(労働法)

問いの聞き方が分かりづらい。

(環境法)

また、環境法など簡単な図を書いたりしたが、そういうことも認めてほしい。しばしば、文字で説明するとともに図とともに説明できる方が(分かりやすい)簡単なことが多い。

環境法は、もう少し解答用紙を増やしてほしい。

環境法受験者であるが、過去問等も少ないので、是非解答案等を示してほしい。

(国際関係法(公法系))

選択科目の国際関係法(公法系)の問題は何を答えてよいか不明瞭な問題と感じた。

国際関係法(公法系)は、選択者を減らしたいのか。何を書いてよいのかほとんど分からない。

第2問に関しては、国家責任条文草案も司法試験用六法に載せるつもりなのか。載せる条約を増やすか、第1問のように問題文に添付することをはっきりと委員会としてアナウンスしてほしい。

先生の授業を受けている学生だけが、得をするような出題を続けるなら、選択科目から外されることになるだろう。選択科目間での難易度の差をなくしてほしい。

(国際関係法(私法系))

国際関係法(私法系)については、1問目はベーシックな良問、2問目は取引法に十分に慣れていない学生にはややきつい。

国際関係法(私法系)などの受験者の非常に少ない科目において、5%、10%などの成績基準で採点するのは、母集団の少なさゆえに不安を感じる。答案構成用紙が足りない。

(以上)